

水田漁撈と現代社会

環境思想とフォークロリズムの交錯

Paddy Field Fishing Today

安室 知

はじめに

- ①環境思想の潮流—水田漁撈復活の背景 1—
- ②農業政策と環境思想—水田漁撈復活の背景 2—
- ③復活する水田漁撈
- ④水田漁撈の文化資源化とフォークロリズム

[論文要旨]

昭和30年代、農業の工業論理化とともに、水田漁撈は日本から姿を消した。ところが、1990年代にはいるころから各地で水田漁撈が復活してきている。本稿では、そうした水田漁撈の復活に注目して、自然をめぐる民俗技術の文化資源化とその課題について論じている。それにより明らかとなったことは、以下の通りである。

- ・大きな思考回路として環境思想があり、それが自然をめぐる民俗技術への関心の高まりを呼んでいる。とくに、1990年以降、ワイズ・ユース (wise use) のような環境思想の普及に連動して、自然をめぐる民俗技術は自然と共生的な技術として注目されるようになる。また、環境思想の転換と時期を同じくして、農業基本法 (1961年制定) に代表される農業生産力の増強と農作業の合理化を主眼とした農業政策から、食料・農業・農村基本法 (1999年制定) にみられるような消費者や環境への視点を含んだものへと農業政策が転換した。そうした農業政策の転換も自然をめぐる民俗技術への注目を増す要因となった。
- ・生業など自然をめぐる民俗技術は、環境に調和的であるとされ、農村・農業の再生のための技術として注目される (環境稲作、環境保全型農業、環境創造型農業)。しかし、それは、食の安全や安心を演出する道具として実際以上に強調されがちである。
- ・水田漁撈のような自然をめぐる民俗技術の復活には大きく分けると2つの目的・意図がある。ひとつが、環境教育を目的としたものである。そしてもうひとつが、地域振興のイベントとしての意味である。
- ・90年以降に進む生業など自然をめぐる民俗技術の復活には、行政が多かれ少なかれ関与している。まず、農村・農業の再生のための施策として、農林水産省により取り上げられていった (例、グリーン・ツーリズム事業、田園空間博物館事業)。そして、その後は、農水省だけでなく、環境省、国交省、文部科学省などとの連携事業が増えてきている (例、田んぼの生き物調査、子どもの水辺再発見プロジェクト、あぜ道とせせらぎづくり推進プロジェクト)。
- ・水田漁撈に代表される自然をめぐる民俗技術は、その復活に際して、かつて持っていた民俗的・社会的リンクから切り離され、断片化・道具化される傾向が高い。また、そうして復活再生された民俗技術はかつてのそれとは、ノスタルジーをかき立てる程度には似てはいるが、決して同じものではなく、復活の目的に合わせて意図的に要素が取舍選択されている。
- ・自然をめぐる民俗技術が復活再生される時の問題点として、2つのことに注意する必要がある。ひとつが、自然をめぐる民俗技術は復活に際して、政治的意図を付与されやすいことが挙げられる。“美しい農村”“郷土の伝統”を体現するものとされる。そしてもうひとつが、復活再生された自然をめぐる民俗技術は、かつての民俗的文脈 (生業など) から完全に切り離されているため、環境教育や地域振興の素材としてより有効なものが現れたとき、また人びとに飽きられたときには、いとも簡単にうち捨てられてしまう。

はじめに

水田漁撈とは、水田用水系(水田・溜池・用水路など稲作のための人工的水界)において、ドジョウ・フナ・コイといった水田魚類を漁獲対象とし、主としてウケや魚伏籠などの小型で単純な漁具を用いておこなうものである。その特徴は、稲作作業により引き起こされる水流・水量・水温といった水環境の変化を巧みに利用してなされることにある [安室 1984, 1998, 2001]。

日本および東アジアの稲作圏においては、河川漁撈・湖沼漁撈と並び、淡水域におけるひとつの漁撈類型として位置づけられる。その生活文化史的な意義をまとめると、以下の4点になる。①稲作民における自給的な動物たんぱく質の獲得法、②現金収入源、③娯楽、④水利社会を支える共同性の確認と強化。

しかし、日本の場合、水田漁撈は、昭和30年代に入ると、農薬や化学肥料の大量使用、大型農業機械の導入、そして用排水分離に象徴される土地改良・基盤整備の推進といった稲作の工業論理化が引き起こした水田生態系の変貌とともに姿を消した。⁽¹⁾

水田漁撈は、遊びを目的としたものも含めれば、多くの人が経験的に知っていることであろう。昭和30年代以前に生まれた人の場合、たとえ日常は都市に暮らしていても、子どもの頃、田んぼや用水路で魚を掬ったりザリカニを手づかみした経験を持つ人は多い。そうしたことは水田風景に“自然”を感じるという現代日本人の自然観とも密接に関連している [安室 2004]。

現在、日本の水田では、アイガモ農法やコイ農法のように、コメの脱農薬(減農薬)・脱化学肥料(有機)栽培がさまざまに普及しつつある。そうした試みは一部ではあるが生産および消費の現場において確固たる地位を占めるに至り、高度に工業論理化の進んだ水田稲作についても大きな影響を与えつつある。たとえば、基盤整備において用排水分離が見直されたり、また農薬においても確度が向上したことにより環境に激しい影響を与えるものは少なくなった。本来、水田にフナやオタマジャクシが泳ぎ、カモやトンボが舞う風景というのは昭和30年代以前においてはごく当たり前のことであり、それは水田漁撈や水田狩猟といった生業技術を支える基盤であったが、現在そうしたかつての当たり前の風景が見直されつつある。

そして今、日本の各地で水田漁撈が復活しつつある。今復活してきている水田漁撈は、もはや農民の自給的なたんぱく質獲得のためのものではないし、またマイナーな生業技術が有するところの娯楽性を追求するものとも異なっている。水田漁撈が現代において復活してきている背景にあるものは何なのか、本論の目的はそれを探り、水田漁撈の行く末を見据えることにある。

①……………環境思想の潮流—水田漁撈復活の背景1—

(1) 水田稲作への関心—環境保全型農業から環境創造型農業へ—

水田はウイルダネス(wilderness: 原生自然)の考え方からすれば、もっとも遠い自然のあり方であるといえよう。もはや自然にあらざる不自然な空間と見なされる可能性もある。しかし、日本のように高度に稲作が発達したところでは、そうしたもっとも「遠い自然」は同時にもっとも「身

近な自然」ともなっているのである。

水田は、「人と自然」また「保全と開発」というような二元論的理解ではその本当の豊かさは見えてこないし、それが存在する意義を正しく理解することはできない。人為であるところの自然、開発されることで創造される自然、といった境界にこそ水田の本当の豊かさが形成されている。

1990年代に入り、自然保護思想は二元論的な思考から、人と自然との関係性に関心が移ってきたとされる。そうしたとき、環境倫理学者の鬼頭秀一は、人間と自然といった二分法による環境問題へのアプローチを脱却する方法として「生業」や「生活」に注目している。人間が社会的・経済的リンクと文化的・宗教的リンクのネットワークの中で、総体として自然と関わりつつ、その両者が不可分な人間—自然系の中で、「生業」を営み、「生活」をしているとする。そうした一種の理念系の状態を「かかわりの全体性」と呼び、その回復が環境問題の解決にとって重要なカギになるとするのである〔鬼頭1996〕。

また、同様に、社会学者の嘉田由紀子は「生活論的でかつ日常的な営みの中から環境問題を解決する方法」として生活環境主義を掲げ、「“汚れ”を見つけ“汚れ”に付き合いながら」という環境問題へのアプローチを示すことで、人と自然を対立的にとらえがちな自然保護や技術至上主義的な環境論を批判する〔嘉田1995〕。

そうした環境思想における「生業」や「生活」への関心の高まりとともに、農業者自身による工業論理化した稲作への反省や消費者側の安全な食への希求といったことから、近年これまでにないほど水田稲作に関心が寄せられるようになってきた。かつて水田稲作への関心は食料（コメ）の生産の場という点にのみ寄せられていたが、近年の関心は稲作を含み込むところの人の生き方や環境における水田の存在そのものに移ってきているといえる。

そうした移行の当初、水田稲作を環境保全の観点から、環境保全型農業⁽²⁾として見直そうという動きが出てくる。そうした運動にいち早く取り組み実践したのが環境稲作を提唱する宇根豊らである。田の虫に、「害虫」「益虫」という従来からの分類だけでなく、「ただの虫」を積極的に位置づけ、その重要性を再認識させたことは、農学批判にとどまらず、さまざまな意味で稲作の健全性を増し、稲作を通して環境を保全するという考え方を広める上で大きな意味があった〔宇根・日鷹・赤松1989, 宇根2000, 環境稲作研究会2002〕。

そうした農業を通して環境を保全していこうという考え方が、消費者側における食の安全への希求⁽³⁾といった要求と結びついたところに、たとえばコイ農法やアイガモ農法のような脱農薬（減農薬）・脱化学肥料（有機肥料）の栽培が普及してきた背景にはあるといえる。

その流れをコイ農法を例にとりもう少し詳しく見ていくことにしよう。コイ農法は1990年代に入ってから注目されだす環境保全型農法の代表的存在である。1994年にはじめて農業者による本格的なコイ農法の実践がなされ、97年には環境保全型農業研究会がコイ農法サミットを開催して、よりいっそうの普及を図ろうとしている。その技術的背景としては、日本の場合、すでに明治から昭和初期にかけて水田養鯉の伝統があり、かなり洗練された技術段階にあったことがあげられる〔安室1998〕。

明治時代には、すでに水田養鯉に関する実験が公的機関でおこなわれており、その普及のための手引書なども盛んに刊行されている。水田養鯉試験や手引書刊行のねらいは、水田でコイを飼いそ

れを出荷することで、養蚕に並ぶ農家の現金収入源を確立することにある。それは農家収入の多角化を意味し、つまり農家経営の安定を図ることであった。しかし、その実験のなかにはコイを水田に放すことによる除草効果を調査する項目もあった。また、水田養鯉をおこなってきた人たちの民俗知識としてもコイを水田に放すことが除草に役立つものであることは認識されていたといっよい。ただし、そうした水田養鯉は水田漁撈がたどったのと同じように昭和30年代になり水田稲作に農薬や化学肥料が多用されるとともに途絶してしまった。

そうしてみると、途絶える以前の水田養鯉は明らかにコイの生産つまり農家の現金収入源としての役割に主眼があったわけで、現代の無農薬栽培による安全な米の生産といったこととは無縁であるといっよい。象徴的なこととして、コイ農法サミットでは、除草の役目を終えたコイが産業廃棄物とされ、その有効利用について真剣に論議されていた。コイ農法として復活した水田養鯉では、コイはいわゆる生物農薬に過ぎず、最初から商品や食品ではなかったのである。

そうした生産者および消費者側の動向のもと、1999年度施行の新農業基本法（「食料・農業・農村基本法」）においては、農業の持続的な発展を図るためには、自然循環機能の維持増進が不可欠な要件であるとした[農林水産省online:newkihon.html]。具体的には、農業は食料供給機能のほか、環境保全の面において多面的機能⁽⁴⁾を有し、そのような機能がこれから将来にわたって維持されていくことの必要性が説かれている。

しかし、そうした環境保全型農業という言い方は多分に、畑作とくに焼畑耕作が森林を破壊し土壌浸食を進めるといったマイナス・イメージとの対比で語られることが多かった。そうした焼畑に対する多分に偏向したイメージの裏返しとして、水田稲作への再評価は進むことになる。そうした頃から、水田（稲作）が畑作以上に、多面的な機能を有する場であるという考え方が強く喧伝されることになる。たとえば、雨水の涵養機能やダム効果（洪水調整機能）のように、水田のもつ国土保全機能がことさら強調されるようになるのはその頃からである。

そして、現在さらに一歩進んで、水田稲作を環境創造型農業とする動きがある。2003年には環境創造型農業シンポジウム（第3回冬期湛水水田シンポジウム）が開催されている。環境保全型農業から環境創造型農業へと水田稲作はステップ・アップしていったわけで、それは同時に水田の多面的機能を単に再認識するだけでなく、積極的に“再生”していこうという動きと連動している。そうした動きは、後に詳述するが、環境省による自然再生事業（新・生物多様性国家戦略、自然再生推進事業）や農林水産省の農村整備事業（田園再生事業、田園空間博物館事業など）、文部科学省の水辺に関する環境教育（「子どもの水辺再発見プロジェクト」、「あぜ道とせせらぎづくり推進プロジェクト」など）といった国家事業と一体となりながら進められていくことになる。

そうした動向の中から水田漁撈の復活にとって、とくに大きな意味を持つことになる事業がさまざまに出発する。一例を挙げれば、「たんぼの学校」がその代表ということになる。後には、それに倣って、「ナマズのがっこう」（宮城県登米郡）、「メダカの学校」（栃木県宇都宮市）、「どろんこ学校」（秋田県稲川町）、「ワンパク田んぼ塾」（香川県白鳥町）など類似の活動が全国各地でおこなわれるようになる。

もともと「田んぼの学校」は、1998年に、当時の国土庁・文部省・農水省の三省庁合同による「国土・環境保全に資する教育の効果を高めるためのモデル調査」において、水田や水路、溜池、

里山などを遊びと学びの場として積極的に活用し、環境に対する豊かな感性と見識を持つ人を育てること、またそのことを通じて自然と人との共生、都市と農村の共生をはかることをねらいとして提唱された[加納 2001]。こうした動きを受けて、1999年度には、農水省の外郭団体である農村環境整備センターにより、「田んぼの学校」支援センターが開設され、水田や溜池を活用した環境教育の推進、指導者や実践者の養成とネットワークづくり、テキストや事例集の刊行など、さまざまに「田んぼの学校」の普及を進めている。詳しくは後述するが、そうした「田んぼの学校」の関連行事として各地で水田漁撈がおこなわれるようになってくるのである。

こうして復活しつつある水田漁撈は、まさに水田稲作の持つ多面的機能を象徴するものであるといつてよい。農水省が挙げる8つの機能のうち、自然環境や景観の保全といったハードな機能面だけでなく、文化の伝承や地域社会の活性化といったソフトな機能面とも大きく関わっており、またそうしたハードとソフトを結びつける上で水田漁撈はまさに好都合な存在であるといえよう。文化の伝承としては、ともすると精神文化を代表して民俗芸能や祭礼が他の機能とは遊離して取り上げられる傾向が強くあり、その作為が気に掛かる場所であるが、水田漁撈のような民俗技術は思想的・政治的な思惑から離れて水田の持つ文化的機能と自然的機能を統合的に理解する上で好都合であったといえる。

(2) ワイズ・ユース概念と生業

水田漁撈復活の背景として、現代の環境思想のなかでも本稿にとって大きな意味を持つことになるワイズ・ユース概念と、水田漁撈に代表される民俗（生業）技術とのかかわりについて整理しておく。

元来生物学の用語であった共生（symbiosis）が環境問題を語る時、人と自然との関係性においてキーワードとして用いられる以前から、自然の回復力の範囲内で人は自然を利用すべきであるという考え方は存在した。おそらくそれは、鬼頭秀一のいうように、1960年から70年にかけて、環境思想が大きく人間中心主義から環境主義へと転換した時期に遡るであろう⁽⁵⁾。ちょうど、環境問題について、記念碑的啓発の書であるレイチェル・カールソンの『沈黙の春』（1962）やバックミンスター・フラーによる「宇宙船地球号」（1969）の考え方にそれは読みとることができるし、さらにその後ローマクラブの「成長の限界」（1972）やストックホルム国連人間環境会議（1972）にも如実に示されていく。

一方、そうした自然回復力の範囲内で人が自然を利用しようという考え方は、より明確にワイズ・ユース（wise use）という用語を用いて、1971年「とくに水鳥のための生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称ラムサール条約）の条文（第3条1項）の中に提起されてくる。当初は「適正な利用」と訳されていたが、後には自然保護のキーワードとして概念が整備されていくとともに、ワイズ・ユースという言葉のまま日本でも使われるようになっていった。その経緯を藪並郁子・小林聡央は3つのステップに分けて整理している[藪並・小林 2002]。本稿も基本的にそれに倣って、ワイズ・ユース概念の展開と水田漁撈復活の関係についてみていくことにする。

1971年のラムサール条約を起点とすれば、そこで提起されたワイズ・ユースの概念は、その後ラムサール条約締約国会議とともに整備され発展していくことになる。第1ステップとして、1987

年の第3回締約国会議（レジャナ会議）において、ワイズ・ユースとは「生態系の自然特性を変化させないような方法で人間のために自然（湿地）を持続的に利用すること」という定義化がなされる。

次いで、第2ステップとして、1990年の第4回締約国会議（モントルー会議）において、より具体的に「ワイズ・ユース概念を実施するための指針」が提示される。また、それとともに、各地のケース・スタディーが検討されていくことになる。

さらに、第3ステップとして、1993年の第5回締結国会議（釧路会議）において、「ワイズ・ユース概念の実施に関する追加的指引」が策定された。これは釧路が開催地となったこともあり、とくに日本の環境思想におけるワイズ・ユース概念の普及に大きな意味を持った。これを機に、日本においてワイズ・ユース概念が環境思想として、一部の研究者や運動家のものから、行政を含め一般の環境問題に関心を持つ多くの人びとに共有されるようになった。

釧路会議において、ワイズ・ユース概念の実施に関する追加的指引として、以下の6つの基本原則が提示された。①地域の社会経済的要因への配慮、②地域住民（先住民）への配慮、③パートナーシップの推奨、④制度上の考慮、⑤集水域・沿岸域への配慮、⑥予防原則の推進。ワイズ・ユースに対するアプローチとして、こうした点が指摘されてくることの背景としては、1992年の生物多様性条約との関連は大きなものがあると思われる。

この6点のうち、①地域の社会経済的要因への配慮と②地域住民への配慮という考え方により、その後ワイズ・ユース研究は在地に伝承される民俗（生業・生活）技術を見直すという方向性を強く持つことになる。この点については、ワイズ・ユース概念の展開とほぼ時を同じくして提唱されてきた社会学における生活環境主義の問題設定とも重なるものがある。社会学者で民俗学者の鳥越皓之は、生活環境主義とは、地域社会に生活する住民の立場に立ち、住民の生活に強調点をおくことを前提にして、「その地域の歴史的深みのなかの日常的論理の体系」に学ぼうとする学問的姿勢と位置づけている〔鳥越1989・2001〕。

なお、ワイズ・ユースはそれ単独で提出された概念ではなく、たとえばサステナビリティ（sustainability）の概念とともに日本においては用いられてきたとあってよい。沼田真〔沼田1994〕の整理によると、サステナビリティは、生態系の持続性を意味し、それは具体的には持続可能な開発や利用のこととされるが、それはまさに第2の環境の時代とされる1970年代から80年代にかけてを象徴する概念であるという。⁽⁶⁾

こうして第5回ラムサール条約締約国会議（釧路会議）において、地域の社会経済および地域住民への配慮といったことをワイズ・ユース概念の実施における重要な原則としたことで、またそれが日本の釧路を舞台として提起されたことから、90年代になって日本においてこの考え方は広く一般化することになる。当時、それを象徴するような出来事に筆者も立ち会っている。⁽⁷⁾

以上のように、日本において90年代に急速に進んだワイズ・ユース概念の普及は、昭和30年代以前の「生活」や「生業」に目を向けさせ、また在地の民俗技術を再評価する大きな力となったといえる。そうしたことが、昭和30年代に途絶えてしまった水田漁撈を90年代になってから復活させる背景のひとつとなっていた。こうした昭和30年代以前の民俗技術を再評価しようとする社会の動きは、何もワイズ・ユースに限らず、サステナビリティの概念にも共通することで、いわ

ば当時の環境思想全体の動向であったといえる。

ただし、これから注意しなくてはならないのは、現在ではワイズ・ユース概念自体がかなり変容してさまざまに応用されるようになってきていることである。ワイズ・ユースの場合、環境思想から現在では文化や経済活動にまで、その言葉の射程は拡大してきている。たとえば、「世界遺産『琉球王国のグスクおよび関連遺産群』の観光活用を考える世界遺産シンポジウム」(沖縄県・沖縄観光コンベンションビューロー主催、2003年開催)のように、ユネスコの世界遺産をめぐる論議の中でも、ワイズ・ユース概念がしばしば登場してくる[琉球新報 online:030315 n.html]。

さらには、「歴史文化資源ワイズ・ユース」というような造語まで地域振興や開発行為に関連して用いられるようになってきている。一例を挙げると、1998年に国土庁の主催により奈良県明日香村で開かれた「歴史文化資源ワイズ・ユース・シンポジウム」⁽⁸⁾がある。

こうした用語としてのワイズ・ユースの援用は明らかに本来の意味を逸脱し、公共事業など開発行為に大義名分を与えるものとなりかねない。そうした大義名分を国民や地域住民にとって目新しくまた共感を得やすい環境思想に求めていることには注意しておかなくてはならないであろう。

②……………農業政策と環境思想—水田漁撈復活の背景 2—

(1) 現代農業政策の転換点

一言でいってしまえば、農業政策の側から見たとき水田漁撈復活の背景には、生産者・消費者そして行政や市民運動に関わる人すべてに共通する、日本農業への強い危機感と不信がある。それはワイズ・ユースなどの環境思想の普及と連動しながら、まず農業や化学肥料の忌避といった具体的で個別的な消費者側の運動として進められていった。そして、そうした個別的な動きが大きな消費者運動になっていくとともに、それを後追する形で行政もそうした危機感のもと農村の変革と再生および消費者(都市民)も交えた形での新たな農の創造を目指すようになっていった。

行政のそうした動きは、当初(第1期)は農水省を中心にその枠内にとどまるものであったが、後(第2期)には環境庁(環境省)や国土庁(国交省)また文部省(文科省)などとの連携により、農林業の枠を超え、より広い視野を持った動きへと展開した。その過程で、環境保護運動や消費者運動といった動きとも有形無形に連動していった。

第1期がいわば土地改良や基盤整備といった農村整備の延長線上にあるものだとするならば、第2期に至り、それは環境教育、都市と農村の交流、生物多様性の保全、伝統文化の再構築といったことにまで広がりを持つものとなった。

この2期の転換点は、1999年度に制定された「食料・農業・農村基本法」にあるといえよう。「食料・農業・農村基本法」には、食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興といった4つの理念が明確に示されている。これにより、それまでの農業生産性の向上と農家所得の確保といった農政の基本が見直されたといえる。そして、農村や農業の持つ多面的機能とその重要性が再評価され、そのもとに農村振興の施策が位置づけられるようになった。またその後、「食と農の再生プラン」が策定され、消費者の視点から食の安全と安心を問われることになり、農政および農業の構造改革は加速された。

「食料・農業・農村基本法」以前は、1961年に制定された「農業基本法」がいつも農業政策の基本にあったといえる。そして、その転換に至る過渡期的現象として、農村部の持つ多様な魅力を農村の活性化に利用しようとする2つの動きがあった。ひとつは、1994年に制定された農村休暇法を根拠として進められたグリーン・ツーリズム事業である。そしてもうひとつが、エコ・ミュージアムの考え方を導入し、1998年に開始された田園空間整備事業（田園空間博物館構想）である。ただし、この場合はまだ「農業基本法」の延長線上にあるため、事業の目的はあくまで農村側に置かれており、都市生活者を含む国民全般の利益という意識は薄い。

これらの事業に呼応して、地方自治体では各地で景観条例が制定されていくし、農業や農業政策にたずさわる人以外にも、農に関心を持つ多くの人びとがいわゆる農村に目を向け積極的にかかわりを持つようになる。農や食に関して全国的に市民グループやNPOが組織されていくのもその頃である。こうした1994年から98年の間におこってきたグリーン・ツーリズムや田園空間博物館構想というものを過渡期として、日本の農業政策は農業・農村だけにとどまらない自然環境や生態系の視点を強く意識するようになっていったといえる。その結果、先に述べたように、事業の立案およびその実施において、農林水産省のみならず、環境庁や国土庁また文部省との連携を強めていくことになる。

そうした日本の農をめぐる過渡的な状況の中であって水田漁撈は注目され、第2期に至って様々な形で復活してくることになるのである。

1999年の「食料・農業・農村基本法」施行以降、法の整備もそうした動向を受けてのものとなっている。2001年には、土地改良法が改正されたが、そこには環境配慮の思想が導入されている。さらに、2002年には新・生物多様性国家戦略を謳う自然再生推進法、2003年に環境教育法、そして2004年に景観法がそれぞれ制定され、また2004年には文化財保護法の改正がおこなわれている。そうした法を施策的根拠として、さまざまな事業が企画され、それが水田漁撈の復活に直接間接に結びついてくる。

そうした1期から2期への移行期、つまり農業政策の転換期に、先に述べた環境思想は大きな影響を与えており、各種の施策や事業においてその理論面での基盤をなしている。そうしたことは、農業・農村にかかわる施策・事業の目的を示す文言や政府への各種提言・答申の中に、さかんに「ワイズ・ユース」、「自然との共生」、「環境に調和的」、「環境保全型農業」、「生物多様性」などといった言葉がキーワードとして取り入れられることをみてもよく分かる。

(2) 水田漁撈に結びつく施策・事業

水田漁撈復活にとくに関係の深いと考えられる行政の施策・事業について、具体的に事例を挙げて見ていくことにする。

① 自然再生関連事業と農業農村整備事業

自然再生関連事業は、自然再生推進法に基づき、2002年から、環境省ならびに他の省庁、地方公共団体、NPOなどで進められている。

自然再生推進法は、1992年にリオ・サミットで採択（93年に日本加盟）された生物多様性条約に基づき、「自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の

実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること」を目的とする[環境省自然環境局online:gaiyo.html]。これに基づき、たとえば滋賀県においては、琵琶湖自然再生推進計画が策定された。その具体的事業のひとつに、後述する「魚のゆりかご水田プロジェクト」(2001年度開始)がある。

自然再生推進法においては、注目すべきこととして、取り戻すべき自然環境として、里地・里山・水田環境などの二次的自然に焦点が当てられている。また、自然の「再生」や「保全」とともに、「創出」も自然再生の行為として認められている。そうした自然再生の取り組みは、農水省における自然との共生および環境との調和に配慮した事業との連携の必要性が指摘される。そのように、自然再生事業と農業農村整備事業は密接な関係を持って進められようとしている。

そして、農水省では農村地域の自然再生関連施策をおこなっている[農水省農村振興局 online:index.html]。また、2002年4月に改正土地改良法が施行され、環境との調和への配慮が明確に求められるようになった。そのため、各市町村では農村農業整備事業の実施に当たっては、環境創造区域や環境配慮区域を定めた田園整備マスタープランの策定を求められることとなり、実際に2,400を超える市町村でそうしたプランが作られているという[農林水産省 online:itiran.htm]。

農水省における自然再生事業とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、多様な主体の参加により、自然環境の保全、維持管理、再生、創出をおこなう事業とされる。農水省の場合、2004年時点では具体的に以下の4つの事業がある。

- ・子どもの水辺環境体験学習(子どもの農業・農村体験学習推進事業)
- ・田園自然再生関連対策(田園自然環境保全・再生支援事業, 田園自然環境保全整備事業)
- ・里地棚田保全整備事業
- ・自然再生のためのプロジェクト(田園環境整備マスタープランにもとづく環境創造型事業)

行政による自然再生関連事業を研究面でリードする鷺谷いづみによれば、自然再生とは究極「土地と人びととの絆、人と人との絆を取り戻すことによって、その地域で人びとが末永く幸せに暮らしていくための見通しをつける」ものでなくてはならない[鷺谷2003]。ただし、そうした理念と現実の自然再生事業との間には懸念される点もある。

「自然再生基本方針」[環境省 online:hosin.txt]によると、「保全」とは自然環境を積極的に維持する行為をいい、「再生」とは損なわれた自然環境を取り戻す行為を指している。それに対して、「創出」とはいったん失われてしまった自然環境をもう一度創り出す行為をいう。このとき、とくに「創出」について、新たなものを創り出すということで、それが自然再生と称した公共事業にならないように気を付けなくてはならないと草刈秀紀は指摘する[草刈2003]。そうしたことも含め、飯島博は「自然再生事業を考える上で、もっとも見直しが求められているのが公共事業である」として、「市民型公共事業」を提唱する[飯島2003]。現実問題として、自然再生の理念を実現するには公共事業は不可欠なものであるだけに、こうした指摘の持つ意味は大きい。

②「水田魚道」の試み

自然再生関連事業には、2001年に出された日本学術会議の答申「地球環境・人間生活に関わる農業および森林の多面的な機能の評価について」[日本学術会議 online:toshin-18-1.pdf]が大きな役割を果たしていると考えられる。

この答申では、農業における多面的機能として、食料保障の機能など5点が挙げられているが、

そうした多面的機能が発現するメカニズムの源を、「日本における国土形成と農業発展の歴史的経過」に見いだすとしたうえで、「日本では（中略）水田稲作を中心に農業が発達し、同時にそれが地域社会を形成する原動力になった」とする。また、そのことが「多くの文化・芸能を生み出すとともに、資源の循環系を形成してきた」とする。「このような経過で生み出された社会では、農業の目的を単に食料生産とは捉えず、そこに創り出される（二次的）自然と生態系、景観などの多面的機能を地域社会の形成・維持に不可欠のものとして認識し、大切に保持してきた」というのである。

この答申に引きつけて言うなら、水田漁撈は農業の多面的機能が創り出してきた「歴史的経過」を示すもので、それは「資源の循環系」を象徴するものだといってよい。まさに水田は「生産と生活の空間的共有」であり、水田漁撈は「自然と共生した技術」を体現するものとなったといえる。

そうした日本学術会議の答申のもと、農水省では自然再生関連事業を具体化するため、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」を作製している〔農林水産省 online: 20040219_pb_2b2.pdf〕。これは、2002年から2004年にかけて、水路編、溜池編、圃場整備（水田・畑）編の3編に分けて、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会がまとめたものである。注目すべきは、これまでの圃場整備のあり方を反省し、今後の圃場整備の設計・施工においては、「生物の生息・生育環境の保全や景観の保全等の実現を目指した区画計画や施設整備計画を立てることが基本である」と明示したことである。



写真1 水田魚道
—兵庫県小野市—

手引書において水田漁撈復活に関連することとして興味深い点は、これまでの圃場整備が用排水分離の基本のもと水田と用水路や排水路また自然水界とを分断化し、魚類の行き来を阻んできたものであると認めたと上で、水田への魚類の遡上を促す具体的な事業として「水田魚道」の設置を取り上げていることである。

水田魚道は、手引書では、「排水路と水田との落差により魚類等が水田へ遡上できなかった箇所に対して、排水路から水田への魚類の遡上を可能とする施設」と解説されているが、水路から水田への遡上だけでなく、当然魚類の移動においては水田から水路へという双方向性が確保されたものでなくてはならないであろう。

この水田魚道は、水田と自然水界との魚類の行き来を促し、水田環境の生物多様性を取り戻すための切り札的事业のひとつであるといえる。手引書にもあるように、水

田魚道の設置とともに、水路への魚巢ブロックの敷設やビオトープ水田の造成が進められれば、魚類に限らずいっそう水田の生物多様性は増すことになるであろう。水田魚道やビオトープ水田という発想は、自然再生事業が「美しい農村の再生」や「豊かな水田生態系の復活」というそれまでのスローガンのものから、より具体的で実現可能な事業へと展開しつつあることを示しており興味深い。そうした動きを受けて、農水省では2004年度より、水田魚道の設置に対する補助事業を開始した。

水田魚道は基盤整備後の圃場にさらに手をかけて造成されるものであることを考慮すれば、手引き書にあるように「簡易な整備・直営施工を考慮した設計、自由度の高い設計、モニタリングを考慮した設計」という環境への配慮は不可欠である。そのように、水田魚道は、その地域の自然を今以上に破壊するものであってはならず、そのためには施設としてはあくまで簡易で小規模、可塑性のあるものが望ましいし、その地域の自然的特性や対象に応じて、素材や形状にはきめ細かな配慮が必要とされるであろう。間違っても、膨大な費用を要する重厚長大な公共事業の受け皿になってはならない。

当初、こうした水田魚道については、大学や農業工学研究所などの研究機関により、実験・研究が進められ、水田魚道による魚類の遡上が定量的に明らかにされた（たとえば、[鈴木ほか2000]）。そうした研究成果を受けて、水田魚道は自治体や民間団体・NPOなどでもさまざまに実践されるようになってきている。たとえば、兵庫県立コウノトリの郷公園では、コウノトリの野生復帰を促す活動の一環として、豊岡市、市立コウノトリ文化館、兵庫県立大学、豊岡土地改良事務所、そしてコウノトリ市民研究所（NPO法人）やコウノトリ・ファンクラブなどの民間団体との協力のもと、ビオトープ水田をつくり、そこに水田魚道を敷設して、水田における魚類の生息調査や遡上実験をおこなっている [兵庫県立コウノトリの郷公園 [online:http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/](http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/)]。

水田魚道は、水田の生物多様性を具現化し、それを積極的に推進しようとする事業である。それはまさに環境保全型から環境創造型への転換を象徴するものであるということができよう。そしてまた、この取り組みが本格化すれば、水田漁撈の復活に果たす役割は大きいものとなる。

③滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト」

「魚のゆりかご水田プロジェクト（水田漁撈体験）」は、環境教育と農村整備を主目的として、自治体の事業に水田漁撈が取り入れられた事例である。

こうした滋賀県の動きは国の進める農村整備や自然再生事業の方針・施策を受けてのものであるといえる。たとえば、環境省自然環境局の「生物多様性国家戦略と自然再生推進法」[環境省自然環境局 [online:03.pdf](#)] には、自然再生事業の取り組み例として「魚のゆりかご水田プロジェクト」が取り上げられている。これは滋賀県ならではの事業として、琵琶湖の自然再生を中心課題に、農村景観の保全、農村の振興と整備、水辺の体験学習などさまざまな分野に及ぶものである点が注目される。

滋賀県では「魚のゆりかご水田プロジェクト」が農村整備課を中心に2001年から2003年にかけておこなわれていた。独立行政法人農業工学研究所の主導のもと、水産試験場・農業試験場・県土地改良事業団体連合会（美土里ネット）などが協力をして、魚類の繁殖の場としての水田機能を取り戻すための手法の開発をおこなってきた。具体的には、魚類繁殖場としての機能の検証や水田魚

ゆりかご水田整備事業」は2004年度の農政水産部予算において重点新規事業のひとつとして取り上げられている⁽¹⁰⁾。

2004年度はまず「魚のゆりかご水田整備事業」の普及を図るため、魚類の生態調査・解析および水田魚道等の魚類遡上施設の検討をおこなうとして、大規模土地改良事業計画調査費の中に事業調査費500万円が予算化されている。

そうしたハードな事業に並行して、「魚のゆりかご水田整備事業」の広報普及を兼ね、04年度には図2にあるように「水田漁労体験」(全4回)が企画された。「水田漁労体験」は県の広報や新聞・テレビ等のマスメディアを通じ一般市民を募っておこなわれたイベントである。第1回(2004年5月16日)が「田んぼと魚の関係を学ぼう」、第2回(6月13日)「ニゴロブナの引っ越し」、第3回(8月27日)「魚のゆりかご水田報告会」、第4回「(9月)「収穫体験」である。

「水田漁労体験」の場合、その募集要項を見ると、対象は小学校の高学年(保護者・教師)と環境教育に関心のある大人となっており、より環境教育に特化したかたちのものになっていることがわかる。また、「水田漁労体験」の名称をみても分かるように、実体験を重視した教育であることに特徴がある。たとえば、第1回目の「水田漁労体験」では、フナズシ屋の主人や地域の古老の話の聞くとともに、実際に水田へニゴロブナの稚魚を放流している。

現在、滋賀県では、こうしたプロジェクトを通して、農業においては、フナも棲める水田で栽培した低農薬の安全なコメを売り言葉に、「魚のゆりかご水田米」のブランド化を進めようとしている。また、漁業においては、年々減少傾向にあるニゴロブナ漁獲量の増大が期待されている。ニゴロブナはかつてフナズシの素材にごく当たり前に用いられてきたが、漁獲量が激減し入手が困難になってきたため、現在は輸入したフナがその材料に用いられるようになってきている。そのように、「魚のゆりかご水田プロジェクト」は、環境教育的な意義とともに、農業や漁業といった産業界からの期待も大きなものがあるといえる。

③……………復活する水田漁撈

(1) 水田漁撈は何のために復活したか—目的とその変容—

昭和30年代にいったん途絶えた水田漁撈が1990年頃から日本各地で復活してきている。表1は、そうして復活した水田漁撈の一部を表化したものである。管見(インターネットを中心に筆者調査と文献)の及ぶ範囲で収集したにすぎず、実際にははるかに広く様々な形で水田漁撈は日本各地に復活してきているといえよう。以下では、そうした1990年代以降進んでいる水田漁撈復活の様相について、表1をもとに検討していくことにする。

現代において、水田漁撈はいかなる目的のもと復活してきたのか。具体的な事業のレベルで分類してみると、以下の7つの目的があることが分かる。

①水田の生き物調査の一環、②水田での遊び体験、③農業体験の一環、④グリーン・ツーリズムのイベント、⑤地域おこしのイベント、⑥休耕田の有効利用、⑦無農薬栽培(アイガモ・コイ農法)の宣伝・普及。

そうした7つの具体的な目的はまたさらに大きく2つに分類することができる。ひとつが、子ど

表1 復活した水田漁撈の事例一覧

開催場所	開催年	行事・イベント名	水田漁撈の内容	主催者	参加者	備考(関連事業、その他)
＜タイプ1＞：環境教育・子どもの体験学習						
北海道厚岸町	03.7.17	田んぼの生き物調査	用水路での魚取り	厚岸町・室蘭開発建設部	地元小学生 3/4年 34人	国により全国で行われている調査
青森県田舎館村	03.8.24	赤もろの里十周年交流大会「魚つかみ大会」	用水路での魚取り	美土里ネットあせいしがわ	地元小学生親子	「21世紀土地改良区創造運動」事業
秋田県稲川町	02.9.21	土地改良区体験学習「どろんこ学校」	溜池の水抜きに伴う魚取り	稲川土地改良区	地元小学生保護者 60人	「21世紀土地改良区創造運動」事業
秋田県西木町	01.6.23	田んぼの学校「魚のつかみ取り」	休耕田に魚を放しつかむ	仙北総合農林事務所	地元小学生 1・2年 70人	「中山間ふるさと水と土保全対策」事業
山形県白鷹町	02.9.4	小学校授業「せせらぎ体験」	用水路での魚取り	町立鮎貝小学校	小学校 1・2年生	農業・農村体験学習の一環
宮城県大河原町	03.7.26	斎川サバイバルキャンプ	溜池での魚取り	斎川地区子ども会育成会	斎川小学生 50人	産業振興事務所・公民館との連携企画
宮城県迫町	03.8.20	田んぼの生き物調査	水田・水路での魚取り	農村環境整備センター	子ども・大人	国により全国で行われている調査
福島県郡山市	03.8.10	鯉つかみ大会	学校田でコイツカみ	安子島小学校・公民館	小学生、父兄 40人	コイによる無農薬栽培
福島県郡山市	01.7.14	田んぼで魚とり大会	水田での魚取り	J A郡山市青年連盟	市内小学生 150人	JA企画、99年が第1回
長野県辰野町	01.5～9	田鯉の収穫	水田で飼うコイのつかみ取り	辰野南小学校みなみの会(親の会)	小学校児童	コイによる無農薬栽培
長野県武石村	03.	コイのつかみ取り体験	遊休農地でのコイツカみ	武石村農協、長野県	地域の保育園児	遊休農地解消総合対策事業
群馬県吉井町	03.6.7	田植え祭	ウナギのつかみ取り	どろんこ祭実行委員会(美土里ネット)	一般市民親子	「21世紀土地改良区創造運動」事業
栃木県宇都宮市	00.8.5・19	メダカの学校「魚取り体験」	水田での魚取り	宇都宮市	地元幼稚園児 35、42人	「メダカの学校」関連行事
埼玉県伊奈町	01.6.14	親子ふれあい農業教室(田植え)	休耕田に金魚を放しつかむ	町農業経営者連絡協議会	応募市民 67人	農業教室には稲刈りもある
千葉県印西市	03.5.8	博物館講座「江戸川野遊び道場」	谷戸田での魚取り	葛飾区立郷土と天文の博物館	応募市民	博物館事業
千葉県栄町	02.5.25	田植え体験と田んぼの生き物観察会	水田・水路での魚取り	エルコープ・ゆめコープ	コープ組合員親子	生活協同組合の活動、ちば緑耕社の協力
東京都葛飾区他	03.～	博物館講座「田んぼ倶楽部」	田での魚取り	葛飾区立郷土と天文の博物館	応募市民	博物館事業、茨城谷和原村との地域交流も
名古屋市区	82.7	庄内用水魚のつかみ取り大会	用水路での魚取り	名古屋市	一般市民子ども数千人	用水路の美化ビジュアル事業
岐阜県恵那市	98.7.9	マスのつかみ取り	農業用水路における魚取り	老人クラブ東雲会	園児・小学生 1/2年 75人	老人会が児童を招待して行う
岐阜県各地	03～	県事業「田んぼの学校」	ピオトープ水田での魚取り	滋賀県下のモデル小学校	小学生	田んぼの学校実践モデル事業
滋賀県米原町	04.8.27	「魚のゆりかご水田報告会」	水田漁撈体験の報告	滋賀県農村整備局	応募市民	県「魚のゆりかご水田プロジェクト」事業(第3回)
滋賀県朽木村	01.8	(個人の行為)	不耕起田での魚取り	不耕起稲作実践農家(個人)	地元小学生	不耕起稲作の宣伝
滋賀県蒲生町	02.8.3・4	ネイチャーわくわく感動体験ツアー	水田の魚つかみ・カイドリ体験	蒲生野考現倶楽部・蒲生町教育委員会	応募市民	京阪神の子どもの交流を目的
滋賀県彦根市	01.10.27	秋の自然観察会	水路での魚取り	彦根豊里地域みずすまし推進協議会	地区小学生親子 34人	県事業、モンドリ(釜)体験
滋賀県彦根市	04.5.16	水田漁撈体験「田んぼと魚の関係を学ぶ」	水田へのフナの稚魚放流	滋賀県農村整備局	地元小学生 20人	県「魚のゆりかご水田プロジェクト」事業(第1回)
滋賀県彦根市	04.6.24	水田漁撈体験「魚の引っ越し」	水田から琵琶湖への魚の移動	滋賀県農村整備局	地元小学生 37人	県「魚のゆりかご水田プロジェクト」事業(第2回)
京都府福知山市	01.9.13	三段池の水抜き	溜池の水抜きに伴う魚取り	京都府中山間ふるさと保全基金	一般市民	7年ぶりの溜池の清掃
京都府福知山市	01.8.4	ふるさと「水」のめぐり	棚田での魚のつかみ取り	京都府耕地課	一般市民 100人	農業用施設への理解のため
兵庫県青垣町	02.8.25	芦田友遊キャンプ	水田でのウナギつかみ	芦田校区青少年健全育成推進協議会	校区児童 79人	校区企画、02年が第1回
兵庫県五色町	02.10.5	クリーンアップ作戦 in 長谷池	溜池の水抜きに伴う魚取り	五色町長谷池保全隊	地元住民 100人	溜池清掃とともに
岡山県新見市	01.9.4	小学生と稲刈り交流	水田で飼うコイのつかみ取り	県立新見高校	高校生と小学生	コイによる無農薬栽培
鳥取県関金町	00.7.16	水と土のフェスティバル「どろんこまつり」	休耕田でのウナギつかみ	関金土地改良区	一般市民親子 300人	「中山間ふるさと水と土保全対策」事業
鳥取県西伯町	01.9.17	小学校の授業	学習田でコイとフナを取る	西伯小学校	西伯小学校 5年	社会科の授業の一環
鳥取県岩美町	03.8.6	「わ子どもエコクラブ」田んぼの生き物調査	圃場整備後の水路で魚取り	鳥取地方農林振興局	エコクラブ小学生親子 34人	県、美土里ネットとの連携事業
鳥根県横田町	02.9.7	溜池に棲息する水生生物の引っ越し作戦	溜池改修に伴う魚取り	横田町土地改良区・同開発土地改良区	地区小学生・園児	美土里ネット事業
鳥根県安来町	02.6.1	メダカ・ドジョウ引っ越し大作戦	水田整備に伴う魚取り	美土里ネット安来	地域住民・子ども	美土里ネット事業
香川県白鳥町	01.	農業体験教室「ワンバク田んぼ塾」	池干し後の溜池で魚取り	白鳥町実行委員会	地域の子ども	町、国営事業所、水利組合、婦人会が連携
徳島県板野町	02.9.11	田んぼの学校	休耕田に魚を放してつかむ	美土里ネット板名・農地防災事務所	地元小学校 1.2年生	美土里ネット事業
高知県野市町	02.3.1	住民参加による用水路清掃	「川干し」による魚取り	美土里ネット山田堰	地域住民	美土里ネット事業
佐賀県神埼町	03.5.18	体験教室「赤米の田植え」	水田でのウナギのつかみ取り	吉野ヶ里公園管理センター	応募市民	古代米赤米の田植え後に行う
熊本県白水村	01.7.21	アイガモ田見学ツアー	コイのつかみ取り	おあしす米生産組合	無農薬米消費者 120人	無農薬米生産者と消費者の交流会

開催場所	開催年	行事・イベント名	水田漁撈の内容	主催者	参加者	備考（関連事業、その他）
<タイプ2>：地域振興・観光イベント						
岩手県花泉町	01.9.20	ため池フェスティバル「魚とり大会」	水抜きした溜池での魚取り	ため池フェスティバル実行委員会	町民・一般市民	町・町教委の後援、2000年より
宮城県山元町	02.10.20	どろんこ祭	溜池での魚取り	真庭草刈応援隊・町	地域住民・応募市民	農村振興支援事業の一環
宮城県小牛田町	99.8	コイのつかみ取り大会	休耕田にコイを放してつかむ	小牛田町横峰地区	地元児童	横峰地区夏祭りのイベント
新潟県高柳村	03.6.18	有明台小学校との交流会	水田での魚取り	町立門出小学校	都市・農村の小学生	門出小学校の「山の子村」活動
長野県白馬村	年間	ふるさと体験ツアー	田裡つかみ取り体験	JTB企画ツアー	ツアー参加者	グリーンツーリズム企画（ツアー代金）
長野県真田町	年間	農山村体験	コイのつかみ取り	宮島農園	応募者	真田町グリーンツーリズム研究会へ入会義務
長野県白馬村	02.7.26～9.23	田裡泥んこ広場	コイのつかみ取り	白馬エスキナー	観光客	参加料500円
山梨県高根町	01.5.5	鯉のぼり祭り	泥田に放したコイをつかむ	同実行委員会、町観光協会	地域住民・観光客	清里高原に数百の鯉のぼりを飾るイベント
群馬県吉井町	03.6.1	どろんこ祭り2003in よしい	水田のウナギ・ドジョウつかみ	—	地域住民・観光客	どろんこ写真コンテストも開催
茨城県谷和原村	03年～	農業体験交流	伝統漁法の体験	古瀬の自然と文化を守る会	地域住民・葛飾区民	葛飾区（博物館）との交流事業
埼玉県滑川町	99.10.10	沼まつり	水抜きした溜池での魚取り	国営武蔵丘陵森林公園	市民・観光客	伝統漁の再現、85年から
千葉県栄町	01.10.14	幻のマイセヒカリ収穫・試食体験	水田での魚取り	ちば緑耕舎	応募者	参加費、一般200円、組合員1600円
東京都国立市	85.9.28	伝統行事「大瀬干し」復活	用水路を堰き止めて行う漁	大瀬干し実行委員会	地域住民	市教委後援、農業委員会・町内会等が後援
三重県上野市	01.8.15	市南部地区夏祭り	用水路での魚つかみ	—	地区児童・帰省児童	用水路整備に伴い行われるように
滋賀県湖東町	01.9.23	再現！オオギ溜と溜普請	溜池でのオオギ（魚伏籠）漁	町教委・西堀栄三郎探検の殿堂館	地域住民	農村活性化対策事業の一環
兵庫県神戸市	01.9.9	ひまわり収穫祭	溜池のカイボリによる魚取り	神戸市他	市民・観光客	神戸21世紀復興記念「みなと KOBE」の一環
鳥取県都家町	01.	森と水のふれあい祭	溜池での魚取り	つつみ会（溜池管理者7戸）	地域の親子	非農家の溜池管理者7戸が企画
島根県安来市	03.10.26	ふれあい祭り収穫祭（第3回）	養殖田でのドジョウ取り	ふれあい21実行委員会他	地域住民	県農林センター後援、市・PTA他協賛
島根県安来市	03.8.27	泥んこどじょうすくいまつり	水田でのドジョウ釣り	—	地域住民	03年より
福岡県柳川市	00.11.12	堀干しまつり	堀干しに伴う魚つかみ	柳川市、婦人会他	地域住民・町場住民	クモデや投網の実演も行われる
佐賀県芦刈町	99.11.14	堀干し	乗干しに伴う魚つかみ	—	地域住民	—
佐賀県千代田町	01.12.16	千代田の鮎ば食おう会	クリークの堀干しに伴う魚取り	同実行委員会	地域住民	伝統料理「フナのこくい」を作り食べる
長崎県東彼杵町	01.10.8	無埴の堀干し	水抜きした溜池での魚取り	水利組合	地域住民	取った魚の競りも行われる
宮崎県木城町	03.10.12	こいこいおニオニスフェスティバル	水抜きした溜池・水田での魚取り	岩瀬地域伝統行事保存会	町民・一般市民	フェスティバルは90年に始まる
鹿児島県串間市	02.8.19	魚とり大会	水抜き後の溜池で魚取り	初田地区むつかの里事業協議会	地元児童親子100人	魚取り終了後に懇親会

*なお、開催年はインターネットのホームページに取り上げられている時点を示しており、実際にはそれより以前から水田漁撈を取り入れた行事やイベントが行われていることが多い。

- *1：農業農村の理解（タイプ1の亜種） 例、美土里ネットのイベント
- *2：無農薬稲作の普及宣伝（タイプ1の亜種） 例、コイ農法、アイガモ農法
- *3：伝統文化の復活（タイプ2の亜種） 例、国立市の大瀬干し、千代田の鮎ば食おう会、
- *4：グリーンツーリズム（タイプ2の亜種） 例、「イセヒカリ」収穫・試食体験（千葉県栄町）、農山村体験（長野県真田町）、ふるさと体験ツアー（JTB企画）

もの体験を通じた環境教育の目的（タイプ1）である。そしてもうひとつが、村おこしなど地域振興を目的（タイプ2）としたものである。

環境教育を目的とするものには、主催者やイベントに、「……学校」「……体験」「……クラブ」などと、教育をイメージさせる名称を付けていることが多い。それにたいして、地域振興を目的とするものは、「……まつり」「……フェスティバル」「……交流（会）」など人の集いや親睦をイメージさせる名称が付けられるのが特徴である。

ただし、どちらかに判然と分けられない場合も多く、地域おこしのイベントとして企画されつつも子どもの環境教育を標榜するものや、またその反対のパターンもある。たとえば、グリーン・ツーリズムの一環としておこなわれるものなどは、視点により両者の側面を持つ。迎える村の側からは人寄せのための一種の観光イベントである一方、出かけていく都市生活者の側からは一種の農村体験であり教育的な側面を多分に持つことになる。グリーン・ツーリズム自体が両側面を持つものである以上、そこで企画されるイベントは水田漁撈に限らずそうした傾向を持つのは当然であろう。

このほか、農業振興を主目的とする美土里ネット（全国土地改良事業連合会）のイベントとして企画されるものなどは、その意図として、市民による農業・農村の理解が大きな意味を持っているが、それもいわば広義の教育ということになろう。また、コイ農法やアイガモ農法に伴って水田漁撈がおこなわれる場合などは、無農薬栽培の宣伝・普及の意味合いが強いが、実際にはやはり子どもの体験学習という形で水田漁撈が企画される。さらには、伝統文化の復活を謳って水田漁撈がおこなわれることもあるが、その場合には、行事による地域住民の交流と地域振興という意図が企画する側には窺われる。

そのように、水田漁撈復活の目的は、大きくは環境教育と地域振興の2つに分けられるが、またどちらに重きを置くかの違いはあっても、その多くは両者の性格を併せ持っているといえる。また、さらにいえば、見方や立場の違いによって、どちらにでも解釈できる場合も多い。

当然のことながら、復活した水田漁撈は以前のものとは、その目的は大きく異なっている。かつて、水田漁撈は、稲作農民の動物性たんぱく質の獲得のため、現金収入を得るため、娯楽の追求のため、水利社会における共同性の確認のため、といった4つの意図があった〔安室2001〕。こうした4つの意図がそれぞれ独立してあるのではなく、いくつも重なり合いながら、また他の民俗（信仰や儀礼など）とも有機的な関係性を持ちながら水田漁撈はおこなわれてきた。

しかし、復活してきた水田漁撈の場合、取った魚は食べられることはなく、また売られることもない。現代の水田漁撈は、いわば水田で魚を取ることができることを示すことで、農の健全性や食の安全を強調することに読み替えようとしているのである。表1で示した中で、たとえば農業協同組合（JA）や美土里ネットがおこなう水田での魚取りなどはそうしたねらいが如実に表れている。

また、水田漁撈のもたらす効用として、かつての娯楽性や共同性といった点は、環境教育および地域振興を押し進める原動力となっている。とくに子どもたちには水田漁撈のような伝承遊びは環境教育の手法として有効であるとされる。⁽¹¹⁾

そう考えると、昭和30年代以前と1990年以降に復活した水田漁撈とでは、その目的や効用が中絶期を経たからといってまったく違ったものになってしまったとは言い切れない。むしろ、目的

の変容というよりは、水田漁撈自体が目的化していったと考えることの方が正しいであろう。水田漁撈の復活は、かつての効用が期待されてのものではなく、水田漁撈の行為それ自体を道具として用いることを意図してのものであるといえよう。かつては水田漁撈はさまざまに人びとの生活や民俗と関連しておこなわれてきたが、魚を取ることで体感された楽しさといった部分のみが、現代においては評価されることになる。だからこそ、水田漁撈は道具として、環境教育における教材や地域振興におけるイベントとして利用可能となったのである。言い換えるなら、生業に内在する娯楽性のみを利用しようとするに昨今の水田漁撈の復権は意味を持つことになる。

(2) 復活した水田漁撈の方法—採られた漁法と捨てられた漁法—

かつての水田漁撈はウケなど定置性陥穽漁具を中心に、魚伏籠や手づかみといった、比較的単純で小型の漁法（漁具）が主であった。

しかし、復活した水田漁撈の場合、その方法はたいてい手づかみである。たしかに手づかみもかつての水田漁撈法のひとつではあるが、けっして主要なものではない。かつて主流であった水田漁撈法で、独りで魚が入る仕掛けを持つすぐれて省力化の工夫が凝らされた陥穽漁法は、水田漁撈復活後にはほとんど見られないといってよい。

手づかみは、その目的が環境教育であれ地域おこしであれ、自然と直にふれあい、魚取りのおもしろさを実感するには最適な漁法と考えられているためである。とくに、タイプ1の場合、環境教育という目的を考えると、裸足で田や溜池のなかに入り手づかみで魚を捕らえるのは、夕方にウケを仕掛けて翌朝中に入っている魚を取るよりは、自然体験という点では効果が高いと考えられよう。また、漁撈具を必要としない手軽さや、漁具の扱いに習熟する必要がないことなども、手づかみが復活した水田漁撈にとって主要な漁法となった所以である。

つまり、復活した水田漁撈はかつてのそれに比べると明らかに漁法として偏りがある。それは能動的な漁法が主であり、水田漁撈法としては一般的な陥穽漁法のように受動的で省力的な漁法ではない。そうした漁法の変化は、水田漁撈復活の目的・意図と大きく関わっている。水田漁撈は、もはや取った魚を食べたり売ったりすることなく、つまり生計活動としての意味を失い、その目的は楽しさの追求に特化したためである。言い換えるなら、効率よく魚を取ることに意味はなくなり、魚を取ることに楽しさを体験できるものに漁法が変わっていったのである。復活に際して水田漁撈は、その目的の変化に対応して漁法の取捨選択がおこなわれており、その結果、漁法としての多様性を失うことになったといえよう。

また、そこで注目すべきは、とくにタイプ2の場合、水田漁撈の“伝統性”がことさらに強調されることである。茨城県谷和原村のウケ（筥）や滋賀県湖東町のオオギ（魚伏籠）のように、わざわざ伝統漁法を謳い文句にして、それを用いて魚取りをさせたりする。また、国立市の「大瀬干し」や柳川市の「堀干し」のように、かつておこなわれていた漁を伝統行事として復活しようとする意識が主催者側に強くはたらいっている場合もある。地域おこしを住民の交流を通して実現しようとするとき、その地域でかつておこなわれていた“伝統”的な行事や漁法というものがより重要な意味を持ってくと主催者側には考えられているのである。

さらには、地域振興を目的としたものの中には、漁撈具だけが観光資源として復活する場合もあ

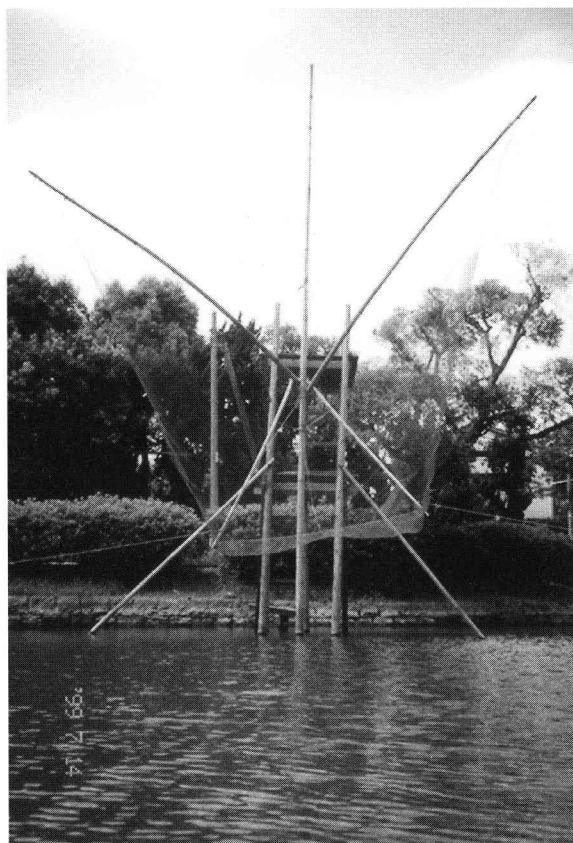


写真3 観光資源としてのクモデ
—福岡県柳川市—

る。たとえば柳川市のホリで用いられていたクモデ（大型四ツ手網）がそうである。もはや実際に漁はおこなわれることなく、漁撈具だけが船くだりによる水郷めぐりの観光スポットとして常設されて⁽¹²⁾いる。

そうになると、水田漁撈は完全に観光資源化され、もはや魚を取ることさえ意味を持たず、そこにかつて水田漁撈がおこなわれたというモニュメントが存在すればよいだけになってしまう。だからこそ、復活に際して、他の地域でよく見られる手づかみや魚伏籠ではなく、柳川の場合には、見栄えのよい大型の定置漁具であるクモデ（四ツ手網）が選択されたのである。

また、かつてはクモデが設置されホリホシ（堀干し）がおこなわれるのは晩秋から春先にかけてであったが、観光スポットとなってしまった現在、クモデは一年中ホリに設置されている。観光資源

化に伴う水田漁撈の行く末のひとつがそこにあるといえよう。柳川のクモデは、実際に魚が取れるかどうかはまったく問題にされず、水郷の生活をイメージさせるためだけに存在すればいいのである。

また、復活した水田漁撈の中には、単に漁撈法だけが復活したのではない例もごく少数だがみられる。たとえば、長崎県東彼杵町における蕪堤の「堤干し」のように、漁撈とともに魚の競り市も復活している。また、兵庫県洲本市では、三木田大池のカイボリとともに、そのとき取れるコイの入札をイベント化しようという計画もある。こうした事例は、漁撈行為だけの復活ではなく、地域社会の活性化のため、競りや入札といった当時の社会経済制度まで、ほんの一部ではあるが復活しようとするものである。これは在来の漁撈法の復活を介して、より多方面への広がりを持ったフォークロリズムの試みであるといえるかもしれない。

(3) 復活した水田漁撈ではどんな魚が取られるのか—入れた魚か殖えた魚か—

復活した水田漁撈は、その対象魚において、以下に示す2つの指向性があることが分かる。

①水田に放流した魚を取らせるもの

水田漁撈の‘本当らしさ’やそれにより惹起される‘懐かしさ’‘自然らしさ’といったものを演出するために、かつて水田用水系に棲息した魚介類（水田魚類）を人が水田の中に放して、その魚

を取らせるという水田漁撈の類型がある。

では、その場合、水田漁撈の対象魚として、水田魚類のうちもっとも馴染み深いドジョウや小ブナ、タニシが水田に放流されるかといえばそうではない。目的は環境教育であれ地域振興であれ、そのエンターテインメント性を高めるためには、水田魚類の中でもコイやウナギといった魚体が大きく見栄えのする、また捕まえて感動するような魚類が積極的に用いられる傾向にある。

さらに‘本当らしさ’‘懐かしさ’‘自然らしさ’よりもエンターテインメント性を重視するようになると、水田用水系には本来存在しないマスやサケといったさらに魚体が大きく興奮が喚起されるような魚が用いられたりする。こうした方向に進むとき、そこに復活してくる水田漁撈は、環境教育的な意味よりも、娯楽性が強調されやすい地域おこしのイベントとしての意味の方が大きくなるというよい。

②水田用水系に自然発生的に殖える魚を取らせるもの

こうした水田漁撈は、ビオトープ水田の造成や水田魚道の設置など自然再生事業によりもたらされるものが多い。①に比べると、魚が取れるようになるまでには多くの時間がかかる。たいていはそうした自然再生のプロセスを含めて、稲作作業などととも水田漁撈の体験がなされるようにプログラムされている。

そうした意味において、娯楽性よりも、より教育的意味が重視されているといえよう。稚魚の水田用水系への放流なども、そうした動向の延長線上にあると考えられる。

ただし、そうした自然再生がたとえば水田魚道の設置といった土木工事を伴うような人為的なものであるかどうか問われることは少なく、またそうしたことは水田漁撈の企画者側ではそれほど大きな問題とは考えていない節がある。そうしたことを考えれば、①に比べ、②は一見‘自然’らしくは見えるが、やはり自然というよりは人為の延長上にあるといったほうが正しい。

水田漁撈の復活劇を見てみると、当初は①が主流であったが、徐々に②が増えてきている。たいていの場合、①と②とでは最初から水田漁撈の指向性は違っている。そのため、ひとつの事業の中で、①から②へ、また②から①へというように、移行することはない。ただし、当初①で始まったものが何年か継続的に企画されていくうちに②のかたちに変化する場合も稀ではあるがあった。それは自然の回復を待っての移行であるといえ、ある程度ははじめからそうした移行は想定されている。その場合、①は②が可能となるまでの繋ぎとしておこなわれているにすぎない。

①の場合には、水田にサケ・マスが放流されることをみても分かるように、イベントを盛り上げるためのフォークロリズム化が著しい(後述)。ノスタルジーを背景に子どもの頃の記憶を追体験させようとするものである。しかし、そうしたノスタルジーに訴える昭和30年代ブームのような波が去り、また人びとに飽きられてイベントを盛り上げる効果が薄れてきたときには、①の指向性をもつ水田漁撈はいとも簡単にうち捨てられてしまうのではないかとと思われる。マスやサケが水田で掴み取りされる‘不自然さ’を目の当たりにすると、そうした懸念がよりいっそう強くなる。

それにたいして、②の場合には、今後ますますその存在意義は重要性を増すものと思われる。最初はフォークロリズムの現象として復活したものであっても、環境思想の展開の中で新たな民俗的文脈(かつての食や生業といった他の民俗との有機的結合とは別の関係性)を獲得し、水田漁撈は新たな民俗として本当の意味で再生するのではないかと期待される。

(4) 水田漁撈はどこで復活したのか—都市か農村か—

水田漁撈が復活しているのは、一見すると農村部に多いように思われる。しかし、その実態は必ずしもそうではない。復活する場合は農村部であっても、その担い手は都市生活者であることが多い。その場合には、都市と農村の交流の中で水田漁撈が企画され、参加者が募集されることになる。また、はじめから都市部において企画され参加者が募られることもある。

しかし、水田漁撈の復活は都市生活者のノスタルジーを誘うだけの都市的現象ではない。環境教育を目的とした水田漁撈の場合、その復活は都市・農村を問わない出来事である。学校教育は都市と農村の区別なくほとんど均一であるし、テーマとなる環境問題はグローバルな性格を持ち、都市と農村という区別自体が無意味となるからである。

また、地域振興のための水田漁撈復活が、農村部に多いかということやはりそういうわけではない。地域振興が農村だけの問題ではないことと、農村部においても教育や日常生活は都市とほとんど違いが無くなってきていることがその理由として挙げられる。とくに復活後の水田漁撈の主な担い手となる子どもにとって、学校や家庭での生活は都市であろうとまた農村であろうとその差はほとんどないといってよい。

また、地域的にも、北は北海道から南は九州・沖縄まで、水田漁撈の復活は全国的な現象であるといってよい。地域的な広がりから見ても、人びとの水田漁撈の記憶がいかに普遍的なものであったかが窺われる。

このとき注目されるのは、日本各地で復活してきている水田漁撈は、漁法などそのあり方に、まったくといっていいほど地域差がないことである。全国ほぼ均一の水田漁撈が現在おこなわれているといつてよい。

その理由として考えられることは、まずひとつには、水田漁撈は水田環境という共通した生態基盤のもとにおこなわれていたため、元来それほど大きな地域差がなかったということが挙げられる。そして、もうひとつの理由として挙げられるのは、日本の場合、水田漁撈の伝承は昭和30年代にいったん途絶してしまっていることである。そのため、復活してきたときには、前述のように、その目的・意図に対応して水田漁撈のあり方が均一なものとなっていったからである。たとえ、その地域において“伝統的”と称されていても、その実態は全国的に均一な水田漁撈のあり方をとっているのである。

(5) 復活した水田漁撈に季節性はあるか—現代の水田漁撈暦—

かつての水田漁撈は、水田稲作の営みに沿っておこなわれていた。稲作作業暦とくに水田水利のあり方に対応して水田での魚取りはおこなわれてきた。ここでは稲作作業および水田水利の都合が常に優先され、それに順応する形でしか漁はおこないえなかったといつてよい。また、そのあり方は稲作（水利）段階に応じて漁法も変化していき、漁そのものがいわば季節性を持っていた。

そうしたとき、復活した水田漁撈にもそうした季節性は見られるのであろうか。たとえば、溜池を干して魚取りをおこなうのは、やはり復活後も農閑期に入ってからのことである。そのように復活後の水田漁撈も、基本的には稲作の営みに対応しておこなわれることが多いといえる。

とくに環境教育を目的とした水田漁撈の場合には、ビオトープ水田などにおいて米作りとともに、

その一連の農作業の中に水田漁撈がイベントとして組み込まれることが多いため、かつての水田漁撈と同様に、稲作（水利）段階に対応して漁がおこなわれる傾向にある。また、教育目的を考えると、自然や稲作の営みをまったく無視した形で水田漁撈がおこなわれることに対しては否定的であるといえる。

しかし、観光資源としてのイベント化が進むと、水田漁撈は季節性を失い、主催者側の都合に合わせて日時が設定されるようになってくる。そうになると、稲作や水田水利の営みを離れて、いつでも水田漁撈は可能となる。それは、稲作や水田水利の都合よりも、観光資源としての都合の方が優先されることを意味する。その場合、水田漁撈の場は稲作や水田水利に煩わされることがないように、耕地としてはすでに用いられなくなった休耕田や放棄田が選ばれることが多い。

そうしたイベント化の進行は、教育的な目的よりも娯楽性を追求したものに多くみられる。表1のタイプ別では、当然、タイプ2の水田漁撈に多い。そのとき水田漁撈は文化資源化を極めたといえるかもしれない。

(6) 水田漁撈は誰が復活させたのか—主催者と参加者の関係—

かつての水田漁撈は大きく農閑期と農繁期に分けられ、それはそれぞれ共同漁撈と個人漁撈に対応していた。農閑期の水田漁撈は、水利を共有する人びと（水利組織や村などの共同体）が水利のための共有空間となる溜池や用水路において共同漁としておこなう傾向があった。それにたいして、農繁期の水田漁撈は個人空間となる水田を舞台に個人的行為としておこなわれるものがほとんどであった。どちらにしろ、それは農家ないしは農家集団により企画され自分たちのためにおこなうものであった。

それにたいして、現在復活した水田漁撈は、たいいていの場合、主催者と参加者が別れていることに大きな特徴がある。主催者側は、国・県・市町村といった行政、地域の自治会や商工会・婦人会、小学校・中学校、博物館・公民館といった社会教育機関、農業協同組合（JA）や土地改良区（美土里ネット）といった農業組織など、じつに多様である。また、そうした機関が協力して行事等の実行委員会を組織し、それが主催者となっている場合もある。大きな傾向としてはタイプ1の場合には、環境教育を主目的にするため、学校・社会教育機関と農業組織が主催となることが多いのに対して、タイプ2では地域おこしが目的となるため市町村や自治会およびそれらが母体となる行事等の実行委員会が主催者になっていることが多い。

そして、参加者つまり水田漁撈を実際におこなう側の人びとについていうと、かつての水田漁撈が地域の住民とくに農家が中心であったのにたいして、現代では広く一般市民にも開かれていることに特徴がある。そのとき、地域住民の他、地域外の住民とくに都市生活者に参加の機会が設けられている場合も多い。

そうしたとき、その周知には自治体広報誌などの公的メディアが用いられ、参加者も自分自身による応募の形を取ることが多い。その場合、かつての水田漁撈のような地縁に基づいた参加のあり方に比べると、はるかに広域から参加者が集まってきている。タイプ別では、より普遍的な側面を持つ環境教育を目的にするタイプ1の方が、地域を限定する傾向の高い地域振興を目的としたタイプ2よりも、おのずと水田漁撈に集まってくる人々の範囲が広域化している。

また、参加者の内訳をみてみると、タイプ1の場合には、生徒児童とその親が主となるのにたいして、タイプ2は地域住民（生徒児童を含む）が対象となっている。当然、タイプ1は環境教育に目的を置くのにたいして、タイプ2は地域振興や住民の交流に主眼がおかれるためであるが、どちらの場合にとっても復活した水田漁撈にとってその参加者として子どもがとくに重要な意味を持っている。

さらに、参加者を都市生活者と農村生活者に分けるなら、タイプ1は都市生活者の割合が高いのにたいして、タイプ2の場合には、どちらかといえば地域おこし自体が農村部に多く見られるため農村生活者の割合は高くなる。ただし、地方にあっても非農家の数は多いし、また農家にあっても若い世代や子どもは農業にたずさわっていないことも多く、具体的な事業のレベルでは対象がどちらかに特定されない場合の方がむしろ多い。また、環境教育や農業体験に関連するものは、中央と地方、都市と農村、農家と非農家といった区分にとらわれず、都市的なライフスタイルを持つ階層・世代の人全体を対象にしているといえる。

(7) 水田漁撈復活に行政はどう関わっているか

かつての水田漁撈はほとんどの場合、住民みずからがおこなうものであり、明らかにその発想は住民の側にあったといえる。しかし、現在のそれは、多かれ少なかれ行政との関わりを持って企画され実行されている。それは表1の備考欄に示したとおりである。たとえば、それが公共事業の中で企画されたものであるなら、それはたいていの場合、自然再生推進法や食料・農業・農村基本法といった法的な根拠を持っている。農村休暇法に基づくグリーン・ツーリズム事業のように、国や地方自治体が推進し、そのもとに民間の旅行会社がツアーとして企画する場合もある。

農村振興支援事業や美土里ネット（全国土地改良事業連合会）事業のように国や地方自治体が直接事業化しているものも多い。また、主催者として直接的に県市町村が登場するだけでなく、表面的には行事等の実行委員会が主催者となっているような場合でも、その後援者として行政がなんらかのかたちで関わっているのはむしろ当たり前となっている。

近世や近代において、水田漁撈は公権力により、稲作に悪影響を及ぼすものとして規制の対象となる場合があったことを考えれば、行政が水田漁撈復活に積極的に関与する現在の状況は正反対であるといえよう。

そして、水田漁撈復活と行政との関わりで特質すべきは、表1をみても分かるように、農水省関連の事業だけでなく、環境省、国交省、文科省といったさまざまな省庁にまたがって水田漁撈が企画されていることである。⁽¹³⁾ 実際そうした複数の省庁が連携して進める事業により水田漁撈が企画されている場合も多い。たとえば、農水省・環境省連携「田んぼの生き物調査」や文科省・国交省・環境省連携「子どもの水辺再発見プロジェクト」がその代表的なものである。

④……………水田漁撈の文化資源化とフォークロリズム

(1) 水田漁撈の文化資源化とその問題—転換点としての1990年代—

水田稲作が環境保全型農業そして環境創造型農業として注目されていくとき、水田における人と

イネと魚（水田生物）の関係は環境思想におけるワイズ・ユースの考え方と合致した。そうした環境思想との出会いにより、昭和30年代にいったん姿を消した水田漁撈は文化資源として蘇ることになる。しかも、それは「自然との共生」「環境に調和的」という付加価値さえ付けられることになる。そうして文化資源化された水田漁撈は環境教育の教材として、また農村における地域振興のイベントとして各地で復活することになる。

面白いことに、1960年代にドイツのバウジンガーらにより提起されたフォークロリズム概念が日本へ本格的に導入されるのはやはり90年代になってからであるが、それはまさに環境思想において、ワイズ・ユース概念の日本への紹介とほぼ同時であった。この出会いにより、自然をめぐる民俗技術のフォークロリズム化はいつそう促進されることになった。日本にとって90年代はまさにフォークロリズムの潮流と環境思想の潮流とが交錯するときであり、また同時に環境思想において人と自然の二元論を超える方途として民俗技術や生業へ耳目が集まるときでもあった。ただし、環境倫理学や環境社会学で注目される民俗技術や生業は、多分にフォークロリズム化した民俗事象ではないのかという疑念を持つ。なぜなら現実の環境問題への応用を論じるということは、そこに所与の前提として、対象となる民俗技術や生業を他の民俗的リンクから切り離し、断片化・道具化しようとするものだからである。

また、90年代になると、「美しい日本のむら景観100選」（1991年、農水省）や「日本の棚田100選」（1999年、農水省）、「日本の水浴場88選」（2001年、環境省）、「農林水産業に関連する文化的景観重要地域180選」（2003年、文化庁）、「日本の里地里山30」（2004年、環境省）のように、行政が特定の文化景観を選定し権威づけるという動きが強まる。これは地域に根ざした視点ではなく、価値があると行政が判断したものだけを地域から切り離して国の文化資源にしようとする動きと考えられ、それはまさに意図的な民俗の断片化・道具化に他ならない。

「日本の棚田百選」など行政が特定の地域文化にお墨付きを与えるという行為が地方の文化事業を考えると、文化イコール善として異論を排除する構造が出来つつあることを中村淳は指摘している〔中村2004〕。ましてや、それがフォークロリズムの議論よりもポピュラーで異論を挟みづらい「環境」という大きな後ろ盾を得つつあることには注意しなくてはならない。

そうして90年代に入り復活してきた水田漁撈はもはや民俗学における生業論や労働論による解釈を離れている。当然、かつての水田漁撈が有していたような他の民俗事象（食や生業など）との有機的連関は失われている。そのように断片化された民俗事象は、水田漁撈に限らず、文化資源としては商品化されやすく、新たな文脈（ここではワイズ・ユースといった環境思想）を与えられたとき、それにいとたやすく組み込まれていく。そこにまた問題がある。水田漁撈のような自然に関する民俗技術は「自然との共生」「環境に調和的」といった惹句のもと、政治的に演出されようとしている農村の“伝統”や正当性を補強しかねない。

たとえば、農水省で現在進められている農村整備事業のひとつ「水とみどりの『美の里』プラン21」〔農水省農村振興局 online:top.htm〕は、上記のような環境思想を取り込みながら農村の再生を図ろうとするが、その目指す先にかつての「美しい日本」「農村の伝統」を位置づけようとしている。そうした行政的価値観の上に立って、農村の「美しさ」や「豊かさ」が「自然」や「民俗」と関連づけられて語られる構造には深い注意が必要であろう。

繰り返すが、そうした事業の中で再生された水田漁撈はもはや本来の民俗の文脈から切り離された道具（環境教育の教材や地域おこしのイベント）にすぎず、「伝統」でも「美しく」もないことを忘れてはならない。

この点に関して、岩本通弥はフォークロリズムの議論の中で、食料・農業・農村基本法に示される農村は「日本文化の継承の場」であり、「伝統文化を保存する場」であるという考え方に、日本礼賛や国威高揚といった思想的・政治的な意図を批判的に読みとり、そうした昨今の風潮に警鐘を鳴らしている [岩本2002]。

水田漁撈は環境との共生を体現する民俗技術という位置づけが暗黙のうちにあるとあってよい。そのことが、直接の目的が環境教育であろうとまた地域振興のイベントであろうと、水田漁撈が復活するときの背景にあることは間違いないであろう。そして、現在水田漁撈は、自然再生事業にも巧みに取り入れられてきていることは先に述べたとおりである。その典型が水田魚道の設置であるが、これは環境創造型農業を体現する代表的な事業とされる。いったん土地改良が完成し、用排水分離を成し遂げた水田に、もう一度魚が遡れる魚道を造ろうというのである。その推進者もまた土地改良区であることに注意すべきである。巨額の公共事業費を使い、徹底して魚が遡れない水田を作り上げてきた組織が、新たな公共事業の受け皿にそうした水田魚道やビオトープ水田を位置づけようとしているのではないかと考えるのは穿った見方であろうか。環境創造型農業という言い方にはそうした裏面もあることを自覚しなくてはなるまい。

(2) 文化資源としての水田漁撈—断片化から新たな民俗的・社会的リンクの獲得へ—

昭和30年代にいったん消滅した水田漁撈が1990年代になって復活してきたということは、現代において新たな民俗的・社会的リンクの中に水田漁撈が位置づけられたと考えることができる。それが、その時々々の環境思想を反映する環境教育であったり、また都市生活者の農村体験であったり、その反対に地域住民自身のための地域おこしイベントであったりするのである。それは、復活という点に力点を置くなら、断片化の修復、現代社会における新たな関係性の獲得として評価すべきことである。そうした新たな関係性に文化資源化という問題が重なってくるのが現代であるということもできよう。

民俗事象の文化資源化の問題を考えると、その資源的価値を「地域らしさ」[安井2000]に代表されるような地域の個性や独自性あるいは土着性といったものに求めるきらいがある。その結果、文化資源化されようとするとき民俗事象（とくに民俗芸能や祭礼）は地域らしさの面ばかりが強調されることになる。足立重和は、そうした独自性や個性といったものに立脚した価値づけそのものに疑問を投げかける [足立2001]。

そうした独自性を強調するかたちで進められる文化資源化がある一方、まったく反対に何処でも目にすることができた民俗つまり当たり前の生活といったものについても文化資源化は進んでいる。従来、この点が民俗の文化資源化の議論の中では見逃されがちであったといえる。そのため、研究の対象としては、たとえば棚田や稲作体験など、本来は「何処でも目にすることが出来る」「当たり前の」存在にもかかわらず、その分析視点はいつも地域の独自性・個性とのかかわりにおかれていた。

そうしたものの典型がここに取り上げた水田漁撈である。これまで述べたことで明らかなように、上記のような地域の個性や独自性にばかり目を向けていては、水田漁撈のような没个性的で普遍的な民俗事象の文化資源化については十分に解き明かすことはできない。

その文化資源化の背景には、もうひとつの潮流が存在したと考えられ、しかもそれは行政を動かす、法や条例を変えるほどの力を持っていた。それが国境を越え市民的なレベルで進む環境思想であるといえる。それは農業の生産性向上と農家経営の安定を主眼とする農業基本法が、環境や消費者（非生産者）の視点を盛り込んだ食料・農業・農村基本法へと改定されたことにも明らかなように、法や行政をも巻き込む力を持っていたといえる。

そのように、民俗事象の文化資源化には、個別・独自性を強調する方向性ととも、人類・市民に共通する普遍性へ同調しようとする方向性の2つがあるといえよう。

では、そうした2つの文化資源化の方向性はそれぞれどのように価値づけられるのであろうか。個別・独自性を強調する方向性を持つものの代表に世界遺産がある。ユネスコの指定する世界遺産はいわば“一点もの”である。そこにしかないものであり、それは文化資源として際だって価値高いものとして扱われることはいうまでもない。

そのとき、その対極にあるのが、人類・市民に共通する普遍性へ同調しようとする方向性を持つ、たとえば水田漁撈のようなものということになろう。水田漁撈のような民俗技術はかつては何処でも当たり前に見られたもので、日本列島という範囲ではたしかに多少の地域差が見て取れるが、元来水田という共通する生態基盤のもとに存在するものであるため、その地域差はそれほど大きくない。そうすると、世界遺産的な価値づけの体系からすると、水田漁撈という民俗事象は文化資源として価値の低いものとなる。

しかし、実際には、水田漁撈のような自然に関する民俗技術の文化資源化を促すもうひとつの価値体系が存在していることに気が付く。それが、ワイズ・ユースに代表される環境思想であり、その市民化・大衆化の動きであるといえよう。かつて何処にでもあった当たり前のものだからこそ、それは人が暮らす環境として意味があるという考え方・発想と言い換えてもよい。

また、皮肉なことに「美しき農村」「農村の伝統」というような言説が用意されることで、水田漁撈のようなかつて何処にでもあった民俗事象にとっては文化資源としての価値づけが促進されたことも否めない。

そこに、先に述べたように思想的・政治的な意図を嗅ぎ取り、警鐘を鳴らすことは必要であるが、そのように行政の作為や政治性といったことだけにフォークロリズムを結びつけてしまえば、現代民俗のあり方を狭くとらえすぎてしまうことにもなりかねない。水田漁撈の復活劇は、紛れもない民俗であり、そこにはかつての水田漁撈が有していた民俗的・社会的なリンクとはまた別のさまざまなリンクが新たに構築されている。

水田漁撈の復活という現象を通して見てきたように、環境思想の市民化・大衆化とともに、農村の人為的自然環境（人とかかわりから形成される二次的自然）は今後ますます重要な意味を持つようになってくるであろう。それは官民間わなない認識となっている。現在、農水省などが進める自然再生関連事業や農業農村整備事業の中では、「農村は資源である」という考えがますます強調されるようになってきているのである。

一例を挙げれば、2004年3月に出版された農水省の『農村の地域資源に関する研究会—中間まとめ—』[農林水産省 online:itiran.htm]では、農村が維持してきた、農地・農業用水・農村景観・伝承文化を「地域資源」と捉えようとしている。それは、「長い歴史の中で形成、維持されてきたもので、動かすことができない、あるいは他の場所では意味を失うなどの特徴を持ち、地域に住む人びとが共同して維持保全してきた社会的共通資本」であるとした。そして、このような農村の地域資源は、「食と農を支える重要な役割を担っているほか、二次的自然を形成し、生態系の保全、景観の形成、健全な水・物質循環の形成、国土の保全など多様な役割を果たしている」とする。

この報告書にも、「地域資源を維持しようとする生きた文化」の例として、溜池における水田漁撈が紹介されている。それが、和歌山県古座川町の西川池に伝わる「池にごし」である。「池にごし」は、稲作作業が終わるころ、溜池の清掃のため水を落としてコイなどの魚を手づかみするものであるが、それは古くから伝わる「農業行事」であると同時に現代における重要な「地域資源」とされる。

また、民俗の文化資源化の問題に関連して、他の民俗との関係性を失い断片化・道具化された民俗の行く末について考える必要があろう。

現在の水田漁撈は環境思想の市民化・大衆化の中で文化資源としての重要性を増しつつあるように見える。その意味では新たな民俗的・社会的リンクの獲得を果たしたといえよう。しかし、それはある意味非常にもろいものであるといわざるをえない。

ひとつの理由としては、ほとんどの場合、水田漁撈の復活は行政と関係してなされているが、そこには繰り返し述べてきたようにある種の作為が透けて見える場合があるからである。そうした作為をもって復活させられた水田漁撈は、「美しい」「伝統の」といった修飾語に彩られることで、意図的な断片化・道具化がなされており、結果的に特定の思想性や政治性を体現することになってしまう。

そして、もうひとつの危惧される点は、環境思想の移ろいとともに、一度断片化され、道具化されてしまっている水田漁撈は、環境教育や地域振興の素材として魅力を失ったとき、いとも簡単に他のものにとって代わられてしまうであろうことである。そのことは、政治的作為への批判が表面化したときにも当てはまり、それを体現したと受け止められる水田漁撈はやはり簡単に排除の対象となってしまうであろう。

どちらの理由にしろ、つまるところ、かつてもっていた水田漁撈の民俗的・社会的リンクに比して現在新たに獲得したかに見えるリンクはあまりにも弱々しいものである。水田漁撈のような自然に関する民俗技術の場合、たまたま環境思想という追い風が吹いたために一時のブームとして復活を果たしたにすぎないとも考えられる。そうとするなら、ブームが過ぎれば、それはもはや民俗的・社会的リンクも失われてしまうことになり、現代社会における水田漁撈の存在意義はなくなる。それを民俗の復活と言い得るのか、今一度考えてみなくてはならないであろう。

(3) 水田漁撈の向こうにみるもの—昭和30年代の意味—

そして、もうひとつ、文化資源としての民俗事象の価値を論じるとき触れておかななくてはならないことは、昭和30年代という時代性である。色川大吉は『昭和史世相編』の中で、昭和30年代

(1955 年ころから 60 年代) を生活革命の時期と位置づけている。世相史・生活史の視点に立ったとき、その時代を現代における大きな転換点と認識しているのである [色川 1990]。

そうしたとき、水田漁撈により現代社会にどのような時空を復活させようとしていたのだろうか。具体的には先に論じたように水田漁撈を通して環境教育や地域振興をおこなうことを目的としているが、そうした具体的な目的に現れる企画者側の意識は何なのか。とくに企画する側には、明らかに水田漁撈を通して昭和 30 年代以前をみていたと考えられる。それは現在、一種の理想化された農村像であり、日本人の故郷観とも重なっているといつてよい。⁽¹⁴⁾

現代農業を考えると、その転換点として昭和 30 年代は大きな意味を持っている。自然との関係において日本農業は大きな転換点を迎えるが、その背後には高度経済成長とそれに続く大量消費社会の到来といったことがある。

農政上の出来事であれば、農業基本法が施行されるのが昭和 30 年代の半ば (1961 年：昭和 36 年) のことである。その後、新基本法「食料・農業・農村基本法」が制定される 1999 年までの約 40 年間は農業基本法がつねに日本農業の根幹にあった。農村社会学者の徳野貞雄はそうした農業基本法を中心とした農政への移行について、「一言で言えば、生業としての“農”から、経済に特化した産業としての“農業”への転換政策であった」と位置づけている [徳野 2001]。

昭和 30 年代を境にして日本の稲作は工業論理化が進められたといつてよい。象徴的には、除草剤など毒性の強い農薬や化学肥料の大量使用、大型農業機械の導入、そして土地改良や基盤整備事業により、水田生態系は大きく変貌した。それ以前の水田では、イネとともに、多様な魚や昆虫、水鳥、そして植物が棲息していた。そうした動植物は日本列島において 2000 年以上の長きにわたる稲作の歴史を経て水田に高度に適応していったものである。本来水田は人により高度に管理された水界であり、人為による攪乱を受けた二次的自然であるが、そうしたところだからこそ、より日本人になじみの深い動植物が見られることになったといつてよい。フナ、コイ、ドジョウ、ナマズなどの淡水魚やタニシ、カラスガイなどの貝類、カエルやイモリなどの両生類、ガンやカモといった鳥類、そしてイナゴやアカトンボのような昆虫は、まさに日本人にとって、もっとも身近な動物であるといつてよい。⁽¹⁵⁾

そして重要なことは、昭和 30 年以前の水田では、そうした動植物が水田から採集され、さまざまに利用されていたことである。ある場面では農家における食料として、また別の場面では子供のみならず大人の遊びとして、水田や溜池・用水路では魚取りや水鳥猟がおこなわれたり、イナゴやセリが採られたりした。時間を遡るほど、そうした動植物は稲作農家の自家消費食料として大きな意味を持っていたといつてよい

それにたいして、昭和 30 年以降の水田稲作は、農業基本法の下、国家レベルでは食糧の安定供給、農家レベルでは労働生産性の向上を目的に、農業機械の導入や灌排水整備および農薬や化学肥料の大量使用が進められた。そうした工業技術に頼った稲作は水田を変貌させた。その結果、水田はもはや漁撈や採集の場としては機能しなくなり、いわばイネを作るための工場となってしまった。

そうした状況に陥る以前に戻ろうとする意識が水田漁撈復活の根底にはあるような気がしてならない。つまり、水田漁撈の復活は、昭和 30 年代を境に、生業としての“農”から経済に特化した

産業としての“農業”へと転換したものを、90年代に至りもう一度“農”の世界に立ち戻ろうとする動きのひとつではなかろうか。それを象徴的に示すのが、“農業”を体現する農業基本法（1961年）から“農”を意識した食料・農業・農村基本法（1999年）への転換にあるといえよう。

とくに、そうした農への希求は農村よりも都市に生活する人に強いといえる。実際に農業に従事していないからこそ、環境思想の市民化・大衆化に乗って、田んぼでの魚取りに自然を感じ故郷をイメージしたといえる。昭和30年代というのは2004年現在50才代の壮年期を迎えた人びとにとって、そうした記憶を呼び覚ますに適切な直近の過去であるといえる。実際に田んぼでの魚取りに興じたことのある最後の世代ということになろう。しかも、興味深いのは、昭和30年代以降に生まれた若い世代にもそうした昭和30年代以前の農村や水田のあり方に自然を感じ、それにノスタルジーまで持つようになってきていることである⁽¹⁶⁾。

現代における水田漁撈の復活の背景には、昭和30年以前におこなわれていた水田稲作やそれを取り巻く民俗技術への関心の高まりがある。環境思想が倫理的・理念的なものから市民的・大衆的なものへと広がりを見せ、また食や農への関心の高まりとともに市民運動のなかで実践されるようになっていくとき、かつての水田稲作に環境保全型農業や環境創造型農業といった新たな枠組みが与えられ、そしてワイズ・ユースの考え方に代表されるような民俗技術への再評価がなされるようになっていくのである。

つまりは、現代の稲作が「環境保全型農業」「ワイズ・ユース」といった環境思想の市民化・大衆化の動きと出会うことにより、かつての水田が有していた人とイネと水田生物の関係性に今一度目が向けられたわけで、そのことが水田漁撈を環境教育や農村振興のための文化資源として復活させたといえる。

さらには、ここでは論旨から離れるため詳しくは述べないが、日本稲作の工業論理化の転換点となった時代である昭和30年代への社会的関心の高まりがみられる。いわゆるレトロブームといわれるもので、昭和30年代はその典型といってよい。たとえば、顕著な例としては、博物館の展示（生活再現展示）において、1990年頃から、とくに昭和30年代に焦点を絞った昭和ブームが起こってきている〔青木2003〕。しかもそれは、水田風景に自然を感じるという自然観のあり方同様、昭和30年代を実際に知らない若い世代にもみられる現象である。そうした社会全体の雰囲気と同調しながら、昭和30年代への回帰といったことが、環境思想の市民化・大衆化とともに、在来農業への関心を喚起しているということができよう。

そうして復活再生した水田漁撈は、現代人のノスタルジーをかき立てる程度には似ていても、けっしてかつてのそれとは同じではない。先にも述べたように、それを取り巻く民俗的・社会的リンクがまったく異なっているからである。復活に際し、水田漁撈は企画者の目的に合わせて意図的に要素が取捨選択されるのはもちろんのこと、さまざまな創作さえほどこされることになるのである。

註

(1)——西暦表記を標準とする本稿において、唯一西暦を用いず「昭和30年代」としているのには意味がある。通常「昭和30年代」といった場合、それは日本人にとってひとつの時代観および世代意識を示すからで

ある。歴史家である色川大吉は、昭和における生活革命の画期として、「1955年ころを始点とする1960年代」[色川1990]を位置づけるように、日本の農業や生活様式の転換点として、「昭和30年代」という括りは有効である。

(2)——環境保全型農業という用語自体は新しいものであるが、日本人の感性の中には昔からそうした観念で水田を見ていたところがある。たとえば、柳田国男は畑作との対比から、畑作が日本のように傾斜の多い風土では表土流出など環境悪化を招くものであることを示すことで、逆に水田稲作の環境保全的機能を強調した[柳田1970]。そのような水田稲作観を日本人の多くが共有していたからこそ、環境保全型農業という考え方をすんなりと受け入れ、なおかつさらには環境創造型農業へと展開していったと考えられる。

(3)——アイガモ農法について言えば、それは「アジアの伝統的有畜農業の継承的発展」と古野隆雄は位置づけている[古野1997]。その歴史は、中国では千年の歴史を持つとされ、日本でも豊臣秀吉によりアヒルの水田放飼が奨励されたといわれる[古野1992]。ただし、稲作農民にとって、ガン・カモ科鳥類はイネを食べ田を荒らす害鳥として認識されていたため、そうした伝承は後にアイガモ農法の歴史的正当性を述べるために比較的最近になってから作られたものかもしれない。現代につながるアイガモ農法としては、1951年に大阪府立種蓄場にてアヒルの水田放飼試験がおこなわれているが、本格的に環境保全型農業として再注目されるのは、1990年頃からである。

(4)——「食料・農業・農村基本法」(1999年7月16日制定)では、農業の多面的機能とは「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生活が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」としている[農林水産省online:newkijon.html]。

(5)——人間中心主義とは、自然は人間にとって利用価値が高いから保全すべきであるという考え方であり、たとえば1950年成立の文化財保護法に天然記念物保護が含まれたことに象徴される。そうした人間中心主義からの脱却は、つまるところ自然保護から環境主義へという動きである。そうした動きは1970年代におこったもので、動物解放論やディープエコロジーの勃興に象徴される[鬼頭1996]。

(6)——なお、沼田真はその後1980年代に入り、サス

テナビリティ概念は「持続的利用」から「持続的開発」に力点に移り、開発を正当化する論理にすり替えられていったとする[沼田1994]。その点は、ワイズ・ユース概念においても常に危惧されていることである。

(7)——1989年にラムサール条約の指定地となった石川県加賀市の片野鴨池での出来事である。そこはサカアミ(坂網)と呼ぶ手網を用いたカモの伝統猟が伝承される土地として知られるが、筆者がそこに最初に調査に訪れた1993年はまだワイズ・ユース概念が日本において一般化する以前であり、伝統カモ猟をおこなう地域住民側と日本野鳥の会を中心とする鴨池の自然を守ろうとする側とが鋭く対立しているときであった。そのため、両者とも張りつめた緊張感のもとにあり、雰囲気的に伝統カモ猟の民俗調査などできる状態にはなかった。

それが、2000年に再度、鴨池を訪れたときには様相は一変していた。まずは自然保護派の人たちが積極的に伝統カモ猟を評価しようという姿勢に転換していた。その背景にまさにワイズ・ユース概念があったことはいまでもない。そうすると、今度はカモ猟者側にも、自分たちの猟がいかにワイズ・ユース的かということ積極的に語る人たちが出てくる。そうして、現在は、伝統カモ猟の保存会(片野鴨池坂網猟保存会)が、自然保護派の若とでもいべき加賀市片野鴨池観察館(日本野鳥の会レンジャーが常駐する施設)の中に置かれ、またその代表は直接にはカモ猟や自然保護運動と関わっていない文化人・経済人(議員や著名な陶芸作家など)が就任した。そうしたことで、さらに雪解けの機運は広がりを見せ、ワイズ・ユースとしてのサカアミ猟という考えは地域住民に一般化することになる。そうした動きは現在さらに加速され、地域内外の研究者や自然保護運動家また行政や商工会を巻き込んで、地域おこしの動きとも連動しつつある。

ここで言いたいことは、ワイズ・ユースの概念が、自然保護派側と猟者側の双方に、サカアミ猟という古くから伝わる猟を伝統的で素朴な民俗技術として、まただからこそ環境保全型技術として再評価させたことである。さらに、そのことは、サカアミ猟という民俗技術を地域の伝統であり宝として後世に伝承していこうという雰囲気を生み出した。その結果として、再度調査に訪れた筆者に対して、猟者側だけでなく自然保護派の人もしろ積極的に調査に応じてくれるようになったといえる。その対応のあまりの違いに驚くとと

もに、改めてワイズ・ユースという環境思想の持つ影響力の大きさに驚かされた。

また、このとき注目すべきは、「サカアミ猟は素朴な民俗技術である」という、自然保護派と猟者側に共通する誤解の上に両者の雪解け気運は成り立っていることである。ワイズ・ユース概念の導入により急速に対立から和解・協調へと進んだ背景には誤解が存在するのである。むしろ、そうした誤解があるからこそ、和解が促進されたといってもよい。誤解が生まれた背景には、①猟の経済的位置づけが変わったこと、②カモが獲れなくなったこと、③民俗技術に対する先入観と誤ったイメージ、といったことがある。

①猟の位置づけに関していうなら、現在はまったくといってよいほど猟は経済性を持たなくなり、まさに遊びとしてしかおこなわれなくなった。かつては、鴨池でサカアミ猟をおこなうには狩猟免許以上に重要な要件として大聖寺捕鴨組合の組合員になることが求められた。組合員でなければ、たとえ狩猟免許を持ち地元の猟友会に属していても、鴨池でサカアミ猟をすることはできなかった。しかも、捕鴨組合の会員数は株により一定数に固定されていた。それはカモの乱獲を防ぐなど自然保護のためというよりは、むしろ組合員が自分たちの利益を守るためのものであった。つまり猟に経済性があるからこそ厳格な規定が作られまた守られてきたといえる [安室2002]。

また、②のカモの飛来数が減ったこともやはり誤解からはじまり、さまざまな憶測を生んでいる。現在では、かつてに比べると鴨池以外にも銃猟禁止地域が増えたため、カモが分散して、その結果、鴨池への飛来数が減ったと考えられるようになったが、それ以前にはサカアミにより獲られるため鴨池のカモが減少したと考えられていた。とくに自然保護派にそうした考え方が根強かったが、その点はまさにワイズ・ユース概念が導入されるとともに意見が大きく転換した。そのとき注目すべきは、実際の科学的データに基づく意見の転換ではなく、カモが分散したという説も含め、鴨池のカモの減少はじつのところ未だ科学的に説明の付いていない現象なのである。

そして、③については、サカアミの技術が武家の鍛錬として200年以上もの伝統を持っているという言説がそのまま権威づけ（フォークロリズム化するときの商品価値）に使われていること、およびサカアミという技術がカモを獲りすぎない（あまり生産性のよくない）素朴な技術であるという先入観が存在することを

示している。サカアミは決して労働生産性の点からすれば、また費用対効果の点からしても銃猟に劣るような猟法ではない。むしろ効率的で生産性の高い猟法であるといってよい。また、技術面からみても、サカアミはたしかに工業技術として高度化していったものではないが、たとえば360度どこから飛び出してくるか分からないカモを一点で待ち受けるときの場所の選定法に代表されるように、風向き・天候・地形といったその地域の自然に関する総合的な知識を駆使しなくてはならず、銃猟に比べ決して技術として劣った素朴なものではない。しかもそうした知識は、マニュアルが存在するものではなく、経験的で体得的な暗黙知であることに特徴がある。

そして、注目すべきは、今日、そうしたいくつかの誤解点は、完全に解明されることがないまま無意味化しつつあることである。現在、それまで対立してきたサカアミ猟者側と自然保護派という2極の枠組みが意図的に崩されつつある。それは、商工会・行政・研究者といった人たちも第三者的に鴨池に関わるようになってきたからである。その結果、サカアミ猟者や自然保護運動家も含め、全体として鴨池の自然を保全しながらそれをうまく利用していくにはどうすればよいかといった方向に関心が向いてきた。その転換にワイズ・ユース概念が重要な役割を果たしたことはいうまでもない。そして、現在では、当初の誤解は曖昧なものとなり、またそれを歴史を遡ってまで無理して解きほぐす必要はないと考えられるようになってきている。そうした論点の曖昧化により、鴨池をめぐるはますます住民・行政・研究者の協調という雰囲気が強められていっていることは興味深い。

(8)——「歴史文化資源ワイズ・ユース・シンポジウム」(明日香シンポジウム)は、「単なる経済的發展を目指した国土の“開発”から、地域の特性を生かした持続的發展を図るため、国土の適切な“保全”と“利用”を重視したものへの展開を図ること」を目的に、1998年に国土庁の主催(共催:奈良県、明日香村)により開催された。後援には、総理府、文化庁、農林水産省、運輸省、建設省、自治省、奈良国立文化財研究所、近畿開発促進協議会、歴史街道推進協議会、古都保存連絡協議会、京都府、京都市、奈良市、奈良県教育委員会、古都保存財団、飛鳥保存財団、なら・シングルロード博記念国際交流財団関西経済連合会、京都経済同友会、奈良県商工会議所連絡会、奈良県商工会連合会、奈良経済同友会、奈良県観光連盟、奈良県農業

協同組合中央会, 近畿日本鉄道株式会社, 西日本旅客鉄道株式会社, NHK奈良放送局, 読売新聞大阪本社, 朝日新聞社, 奈良新聞社が名を連ね, 政官財・マスコミも動員した大規模なものである。「歴史文化資源の適切な保全とそれを活かした魅力ある地域づくりを実現するため“賢明な利用(ワイズ・ユース)”が必要」と謳われている[国土庁 online:sympo.htm]。

(9)——水田魚道については, 現在, 独農業工学研究所などで開発が進められており, 自治体における自然再生関連事業のもと, その効果については日本各地でさまざまに実験がおこなわれている。主な水田魚道として, 斜路式魚道, 階段式魚道, リーフブロック式魚道, 千鳥X型魚道, カスケードM型魚道が開発されている。

水田魚道は, 排水路のように公的な部分と圃場という私的な部分との接点に設けられる施設であるため, 耐久性の高いものよりも簡便なものの方がよいとされる。さらに, 施設や用地の権利関係, 維持管理費の負担, 土地改良施設としての取り扱いなど, 地域により状況はさまざまであり, 計画・設計時に農地所有者・土地改良区・役所などとの協議・調整が必要であることが, 各地の事例報告を検討した中から指摘されている。

(10)——「魚のゆりかご水田整備事業」のほかにも, それと密接に関連する重点事項としては, 「田んぼの学校推進事業」や「子どもたちの農業・農村体験学習推進事業」がおこなわれたり, また「環境こだわり農業」の推進を掲げ生態系保全水田など生態系や景観に配慮した土地改良施設の整備をおこなう「県営みずすまし事業」, さらにニゴロブナの漁業資源回復のため水田を利用した種苗生産放流をおこなう「固有魚資源復活対策事業」が進められている。

(11)——伝承遊びが環境教育の原形となりうるという指摘がある[加藤 1991]。伝承遊びの多くが自然とのかかわりの中でなされるものであることを考えると, 日本人がもっとも身近な自然と捉える水田において魚取りをすることはまさに環境教育的に効果の大きいことであるといえよう。

(12)——柳川のようなクレーク地帯では, 水田漁撈がもっとも大規模におこなわれる機会に冬場のホリホシ

(堀干し)がある。かつては農村部・町場を問わずホリホシに伴う魚取りが地域住民により季節の風物詩としておこなわれてきた。ホリホシのときには, 町場においては大型漁具であるクモデ(四つ手網)がホリ(堀)の各所に作られる。ホリの水は潮の干満を利用して抜かれるが, 水が引いていくときにはクモデで魚を取り, ホリに水が無くなると人がホリに入って手づかみで魚を取った。しかし, 現在は清掃と消毒のためにホリホシはおこなわれても, 魚取りはおこなわれなくなっている。そうしたとき, 町中に縦横に走るホリを観光船でめぐる川下りは一年を通して柳川の名物観光となっているが, その重要な景観スポットとしてホリの一角にクモデが設置されている。クモデはすでに実際の漁には用いられなくなっているが, 観光船の船頭はそこを通りかかると船を停め, かつてのホリホシの様子や水郷での暮らしについて観光客に語って聞かせるのである。

(13)——菊池畷も, 文化的景観として棚田に脚光が当てられていった経緯を追いながら, 日本の農政が産業政策の枠を超えて環境政策や文化政策と相互浸透化していることを指摘している[菊池 2004]。そうした相互浸透化しつつある各種政策の背景として, グローバルで市民的な環境思想の浸透を指摘する必要がある。

(14)——ここで「日本人」としたのは, 民族や国籍を問うものではなく, 日本列島に暮らす人びとという意味である。

(15)——水田など農業が創り出す二次的自然に適応的な生物を宇根豊は「農業生物」と一括している[宇根, 1996]。また, 筆者は水田漁撈に関連して, その漁獲対象となる魚介類を「水田魚類」と定義した[安室 1998]。

(16)——水の文化センターが1995年以降毎年おこなっている「水にかかわる生活意識調査」の2004年版によると, 「子供の頃の印象深いふるさとの風景は」という問いに, 51.5%の人が「田んぼ」を挙げている。過半数を超えるのは「田んぼ」だけであり, 各世代においてももっとも多い回答となっている。なお, 「田んぼ」以下は, 「小川」(37.8%), 「山」(35.0%), 「海」(30.1%)となっている[ミツカン水の文化センター online:index.html]。

引用・参考文献

青木俊也 2003 「生活再現展示をつくる思考」『松戸市立博物館紀要』10号

- 足立重和 2001 「伝統文化の管理者」『社会主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版
- 飯島 博 2003 「公共事業と自然の再生」『自然再生事業』築地書館
- 色川大吉 1990 『昭和史世相篇』小学館
- 岩本通弥 2002 「『文化立国』論の憂鬱」『神奈川大学評論』42号
- 宇根 豊 1996 『田んぼの忘れもの』葦書房
- 2000 「百姓仕事は、自然をつくる、自然を認識する」『講座人間と環境 第3巻』昭和堂
- 宇根 豊・日鷹一雅・赤松富仁 1989 『田の虫図鑑』農山漁村文化協会
- 嘉田由紀子 1995 『生活世界の環境学』農山漁村文化協会
- 加藤秀俊編 1991 『日本の環境教育』河合出版
- 加納麻紀子 2001 「農業・農村の多面的機能を活用した環境教育『田んぼの学校』の取り組みと地域活動としての効果」『農村と環境』17号 農村環境整備センター
- 環境稲作研究会 2002 『環境稲作のすすめ』環境稲作研究会
- 菊池 暁 2004 「棚田の水面に映るもの」『文化政策・伝統文化産業とフォークロリズム』（科学研究費補助金研究成果報告書）
- 鬼頭秀一 1996 『自然保護を問いなおす』筑摩書房
- 草刈秀紀 2003 「自然再生を総合的に推進するための『自然再生基本方針』とは」『自然再生事業』築地書館
- 鈴木正貴・水谷正一・後藤章 2000 「水田生態系保全のための小規模水田魚道の開発」『農業土木学会誌』68巻12号
- 徳野貞雄 2001 「農業における環境破壊と環境創造」『講座環境社会学3巻』有斐閣
- 鳥越皓之 1989 『経験と生活環境主義』『環境問題の社会理論』御茶の水書房
- 2001 「人間にとっての自然」『講座環境社会学3巻』有斐閣
- 中村 淳 2004 「文化という名の下に」『文化政策・伝統文化産業とフォークロリズム』（科学研究費補助金研究成果報告書）
- 沼田 真 1994 『自然保護という思想』岩波書店
- 古野隆雄 1992 『合鴨ばんざい』農山漁村文化協会
- 1997 『アイガモ水稲同時作』農山漁村文化協会
- 安井真奈美 2000 「消費されるふるさと」『故郷の喪失と再生』青弓社
- 安室 知 1984 「稲作文化と淡水漁撈（筌）」『日本民俗学』153号
- 1987 「水界をめぐる稲作民の生活」『信濃』39巻1号
- 1998 『水田をめぐる民俗学的研究』慶友社
- 2001 「『水田漁撈』の提唱」『国立歴史民俗博物館研究報告』98集
- 2002 「日本稲作と複合生業」『いくつもの日本IV—さまざまな生業—』岩波書店
- 2004 「水田の環境史」『環境史研究の課題』国立歴史民俗博物館
- 柳田国男 1970 「日本民族と自然」（『定本柳田国男集』31巻, 1968, 筑摩書房）
- 藪並郁子・小林聡央 2002 「ワイズ・ユースを実現するために」『環境教育研究』5巻2号
- 鷲谷いづみ 2003 「今なぜ自然再生事業なのか」『自然再生事業』築地書館

（オンライン文献）

- 環境省ホームページ 「自然再生基本方針」
<http://www.env.go.jp/nature/saisei/Alamashi/html/text/hosin.txt> (2004. 5. 18)
- 環境省自然環境局ホームページ 「生物多様性国家戦略と自然再生推進法」
<http://www.ds-j.com/nature/jsbn/sympo/pdf/03.pdf> (2004. 5. 18)
- 「自然再生推進法の概要」
<http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/gaiyo.html> (2004. 5. 18)
- 国土庁ホームページ 「歴史文化資源ワイスユースシンポジウム」
<http://www.nla.go.jp/daikei/wiseuse/sympo.htm> (2004. 5. 18)
- 滋賀県ホームページ 「平成16年度農政水産部予算の概要」
<http://www.pref.shiga.jp/g/nosei/yosan16/budgettable2.pdf> (2004. 5. 18)
- 日本学術会議 「地球環境・人間生活に関わる農業および森林の多面的な機能の評価について」
<http://www.maff.go.jp/work/toshin-18-1.pdf> (2004. 5. 18)
- 農林水産省ホームページ 「食料・農業・農村基本法」

-
- <http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/NewBLaw/newkihon.html> (2004. 5. 18)
農林水産省農村振興局ホームページ 「自然再生関連施策について」
- <http://www.maff.go.jp/nouson/nouson/kodomo/index.html> (2004. 5. 18)
—— 「水とみどりの『美の里』プラン21」
- <http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/bi21/top.htm> (2004. 5. 18)
農林水産省 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き—第3編—圃場整備」
- http://www.maff.go.jp/www/public/cont/20040219_pb_2_b2.pdf (2004. 5. 18)
農林水産省 農村の地域資源に関する研究会 『農村の地域資源に関する研究会—中間まとめ—』
- http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/nouson_sinkou/tiikisigen_kenkyu/chukan_matome/itiran.htm (2004. 5. 18)
- 兵庫県立コウノトリの里公園 <http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/> (2004. 5. 18)
- ミツカン水の文化センター・ホームページ 「水にかかわる生活意識調査2004」
- <http://www.mizu.gr.jp/kekka/2004/index.html> (2004. 5. 18)
- 琉球新報 「“物語づくり” 提起/世界遺産シンポジウム (2003年3月15日記事)」
- http://www.ryukyushimpo.co.jp/news01/2003/2003_03/030315.n.html (2004. 5. 18)

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2004年6月30日受理, 2005年1月15日審査終了)

Paddy Field Fishing Today : The Interplay between Environmental Thought and Folklorism

YASUMURO Satoru

The industrialization of agriculture saw the disappearance of rice paddy fishing in the late 1950s and early 1960s. But a revival of this practice has been occurring in all parts of the country since the early 1990s. In this paper I focus on this revival of rice paddy fishing, and discuss the cultural recycling of folk techniques related to nature and its problems. The following points have become clear in the course of this study.

The major trend of environmentally oriented thinking is bringing about growing interest concerning folk techniques related to nature. In particular, in association with the spread of environmental thought advocating "wise use" since the 1990s, folk techniques have gained attention as techniques that are symbiotic with nature. This shift in environmental thought has been accompanied by a shift in agricultural policy which has seen the inclusion of perspectives affecting the consumer and the environment as seen in the Basic Law on Food, Agriculture and Rural Areas that was enacted in 1999. This signified a change from agricultural policy focusing on increasing agricultural productivity and the rationalization of agriculture as represented in the Agriculture Basic Law enacted in 1961. This shift in agricultural policy has contributed to increased attention on folk techniques related to nature.

Folk techniques related to earning a living from nature are considered harmonious with nature and as such are the subject of attention as techniques that can be used in the revitalization of rural villages and agriculture. (Environmental rice production, environmental conservation-type agriculture and environment creation-type agriculture.) However, there is a tendency to place an over-emphasis on these techniques as tools for producing safe food.

There are two main purposes for revitalizing folk techniques such as rice paddy fishing. One is for environmental education. The other is for staging events aimed at regional promotion.

Government has been contributing to a greater or lesser extent in the revitalization of these folk techniques associated with occupations that has been promoted since the 1990s. This began with initiatives undertaken by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries as part of a policy aimed at revitalizing rural villages and agriculture. Two examples are gre-

en tourism projects and countryside museum projects. These were later followed by an increase in associated projects undertaken by other ministries as well, including the Ministry of the Environment, the Ministry of Land Infrastructure and Transport and the Ministry of Education, Science and Technology. Examples include surveys of fauna living in rice paddies, a project for the rediscovery of the waterside aimed at children, and a project promoting the construction of rice paddy paths and brooks.

When folk techniques related to nature such as rice paddy fishing are revitalized there is a tendency to separate them from their original folkloric and social links and fragment them and concentrate on the use of tools. While folk techniques that have been revitalized in this manner are similar enough to their original forms to invoke nostalgia, they are by no means the same. Elements are deliberately selected in accordance with the objective of the revitalization.

There are two problem areas worthy of attention when revitalizing folk techniques. One is the propensity to attach political agendas when revitalizing these folk techniques. These are embodied in catchphrases such as “beautiful rural villages” and “native traditions”. The other is the complete removal of revitalized folk techniques from their original contexts (such as work). As a result, they are quickly discarded when something else appears that is more effective for environmental education and regional promotion as well as when people grow tired of them.